

# 土木工事施工管理基準及び規格値

令和6年10月1日以降適用

青森県県土整備部

# 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、土木工事共通仕様書、第1編 1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

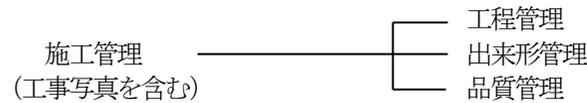
## 1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適 用

この管理基準は、青森県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

## 3. 構 成



## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度、管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて、適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し、管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

## 6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. そ の 他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所（箇所）の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### (2) 3次元データによる出来形管理

ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

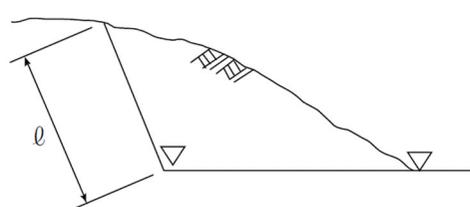
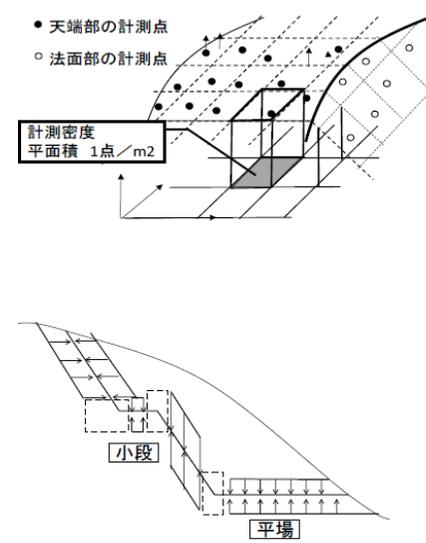
なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

### (3) 施工箇所が点在する工事について

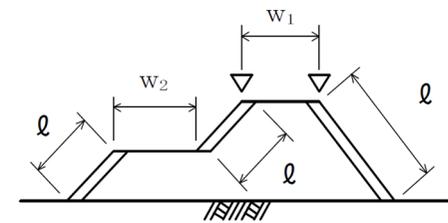
施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

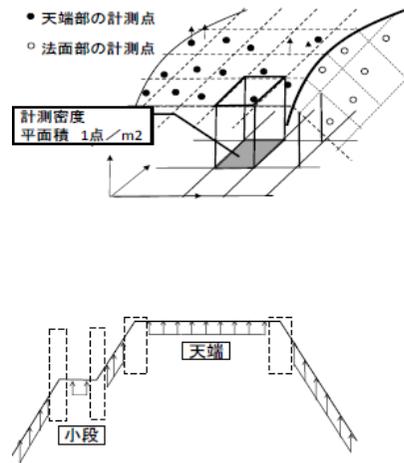
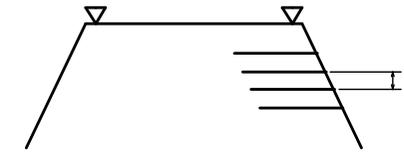
なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

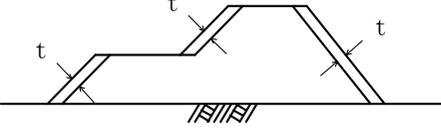
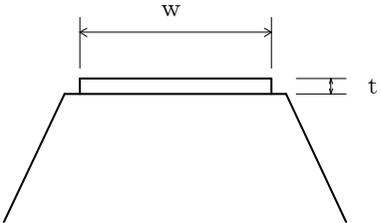
## 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設 計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長 $l$	$l < 5m$ -200 $l \geq 5m$ 法長 -4%			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値      個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出 来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出 来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、 全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算 出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する 計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方 向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から 除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを 基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割 するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用 する。		
						平場	標高較差      ±50      ±150			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差      ±70      ±160			
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差      ±70      ±330			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。			
						平場	標高較差	±50				±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±300
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m	-100				
							ℓ≥5m	法長-2%				
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>		-100				

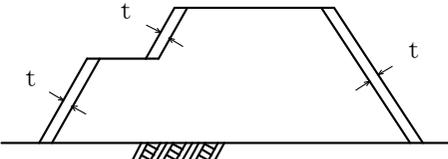
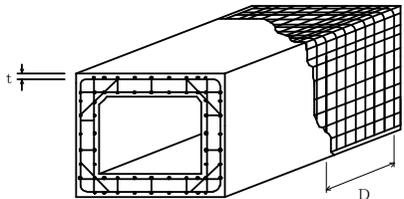


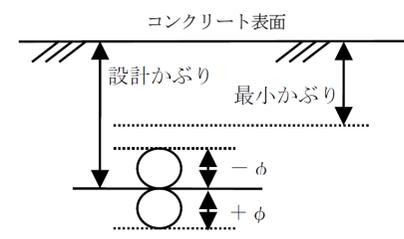
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>			
						天端	標高較差	-50				-150
						法面4割<勾配	標高較差	-50				-170
						法面4割≥勾配(小段含む)	標高較差	-60				-170
					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの							
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>				
						厚さt	-50					
						控え長さ	設計値以上					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」 に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			
						幅 w	-100				
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m） につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1ヶ所、200m以下は 2 ヶ所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
							幅 w	-100			

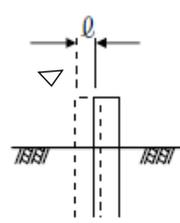
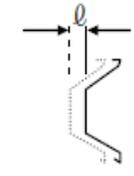
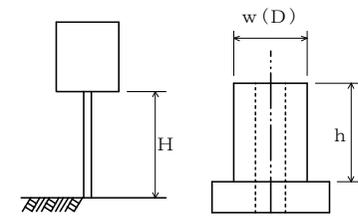
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長 ℓ	ℓ<5m				-200	
							ℓ≥5m				法長-4%	
						幅 w					-100	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						平場	標高較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70				±160
						法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または標高較差	±70				±330

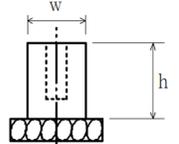
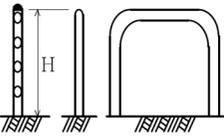
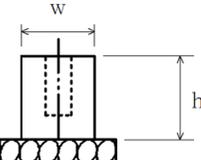
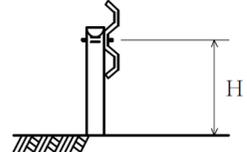
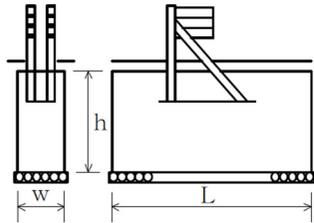
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5m				-100	
							ℓ ≥ 5m				法長-2%	
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>				-100	
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>				
						天端	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	標高較差				±80	±190

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1ヶ所 施工箇所につき 2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。  注 1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 2-18-2 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25m <sup>2</sup> 以上のボックスガバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。		
						かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上			

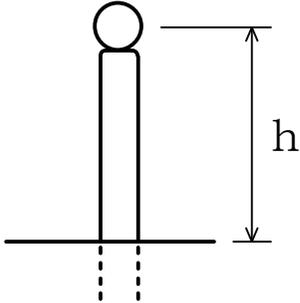


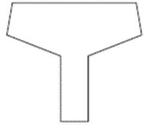
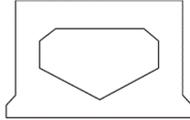
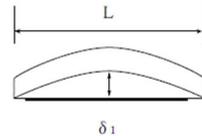
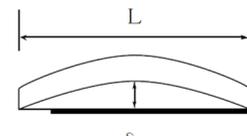
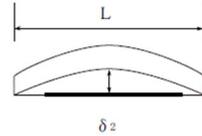
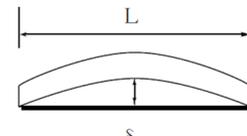
※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう

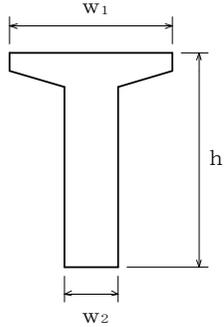
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）  （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1ヶ所、延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 		
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 □	100				
3	2	3	5		縁石工 （縁石・アスカープ）	延 長 L	-200	1ヶ所／1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所／1 基			
						基 礎	幅 w (D)	-30			1基礎 1基毎
							高さ h	-30			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
							根入長	設計値以上			

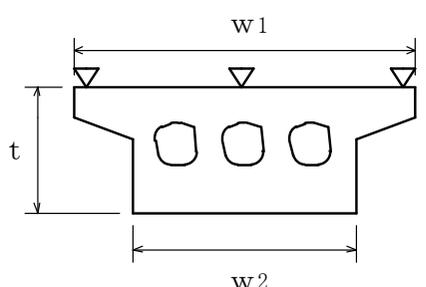
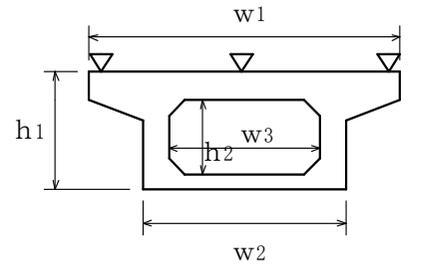
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
							高 さ h	-30				
						パイプ取付高 H		+30 -20	1 ヶ所/1 施工箇所			
									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2 ヶ所/1 施工箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
							高 さ h	-30				
						ビーム取付高 H		+30 -20	1 ヶ所/1 施工箇所			
									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所/1 基礎毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
							高 さ h	-30				
							延 長 L	-100				
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1 ヶ所/1 施工箇所			
									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			

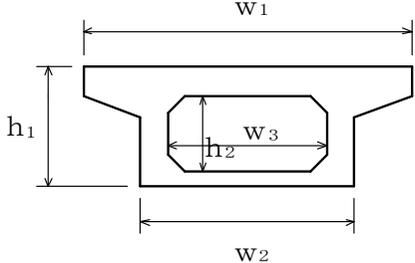
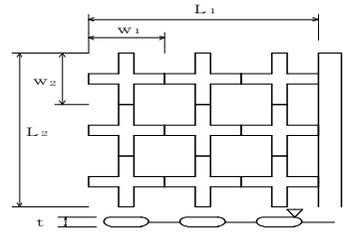
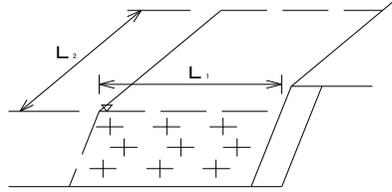
※ワイヤロープ式防護柵にも適用する

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m <sup>2</sup> とする。		

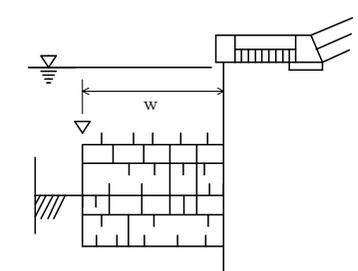
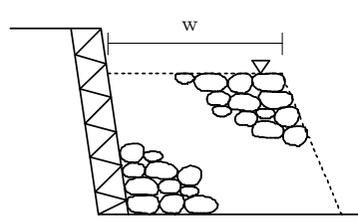
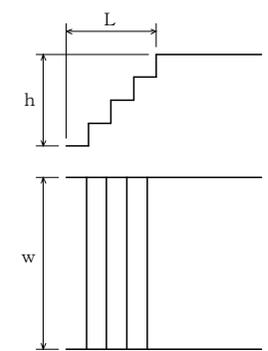
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)  (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)  (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)  (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上） $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。  $l$ ：支間長（m）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） $w_2$	±5			
						高 さ $h$	+10 -5			
						桁 長 $l$ 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $l$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント製作工（購入工）	桁 長 $l$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 $l$ 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  $l$ ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8 $l$			

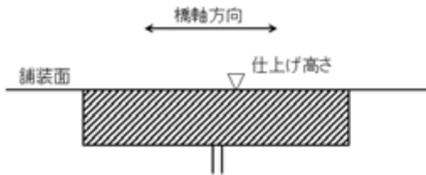
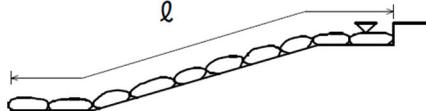
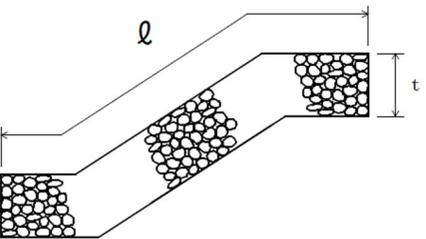
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所 当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当 たり両端と中央部の 3 ヶ所。  ※鉄筋の出来形基準については、第 3 編 2-18-2 床 版工に準ずる。  $\ell$ : 桁長 (m)		注) 新設のコンクリート 構造物（橋梁上・下部工お よび重要構造物である内 空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボッ クスカルパート（工場製 作のプレキャスト製品は 全ての工種において対象 外）の鉄筋の配筋状況及 びかぶりについては、「非 破壊試験によるコンクリ ート構造物中の配筋状態 及びかぶり測定要領」も 併せて適用する
						幅 $w_1, w_2$	$-5 \sim +30$			
						厚 さ $t$	$-10 \sim +20$			
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	PC箱桁製作工	基 準 高	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所 当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当 たり両端と中央部の 3 ヶ所。  ※鉄筋の出来型管理基準については、第 3 編 2-18- 2 床版工に準ずる。  $\ell$ : 桁長 (m)		注) 新設のコンクリート 構造物（橋梁上・下部工お よび重要構造物である内 空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボッ クスカルパート（工場製 作のプレキャスト製品は 全ての工種において対象 外）の鉄筋の配筋状況及 びかぶりについては、「非 破壊試験によるコンクリ ート構造物中の配筋状態 及びかぶり測定要領」も 併せて適用する
						幅 (上) $w_1$	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) $w_2$	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$			
						高 さ $h_1$	$+10$ $-5$			
						内空高さ $h_2$	$+10$ $-5$			
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			

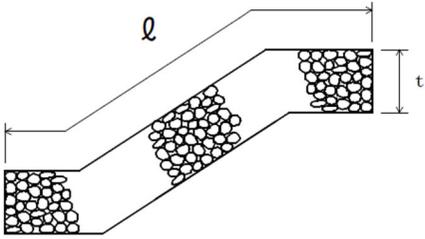
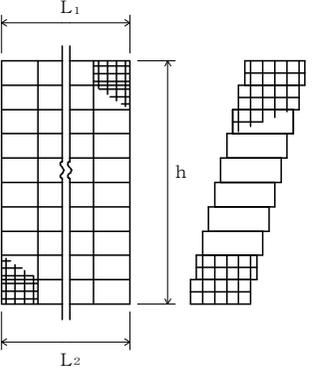
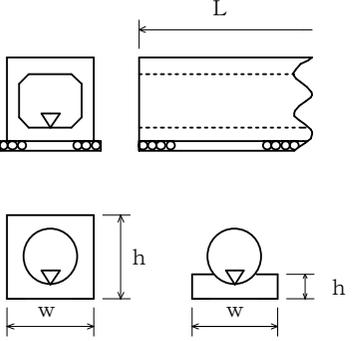
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅（上） $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  ※鉄筋の出来型管理基準については、第3編 2-18-2 床版工に準ずる。  $l$ ：桁長（m）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する	
						幅（下） $w_2$	-5~+30				
						内 空 幅 $w_3$	±5				
						高 さ $h_1$	+10 -5				
						内空高さ $h_2$	+10 -5				
						桁 長 $l$	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内				
3	2	3	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 $w_1, w_2$	-20			
							延長 $L_1, L_2$	-200			
						乱積	基準高▽	$-t/2$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		
							延長 $L_1, L_2$	$-t/2$			

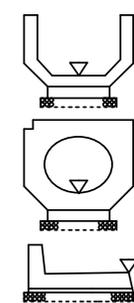
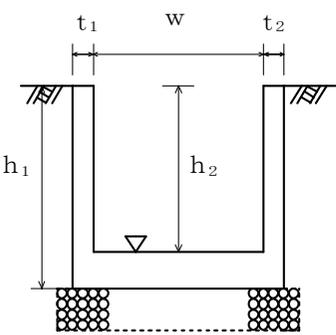
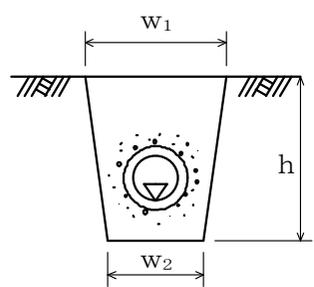
tは根固めブロックの高さ

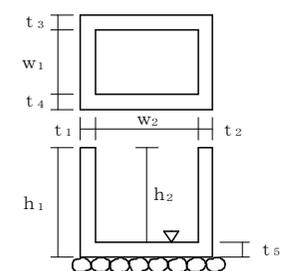
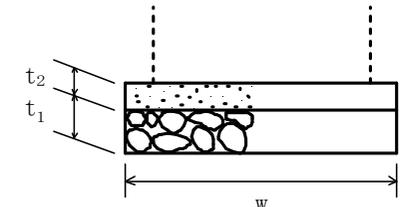
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	18		沈床工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 150$	1組毎		
						幅 w	$\pm 300$			
						延 長 L	$-200$			
3	2	3	19		捨石工	基 準 高 $\nabla$	$-100$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。		
						幅 w	$-100$			
						延 長 L	$-200$			
3	2	3	22		階段工	幅 w	$-30$	1回/1 施工箇所		
						高 さ h	$-30$			
						長 さ L	$-30$			
						段 数	$\pm 0$ 段			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。		据付け高: 「A」と「A」の設計値との差分 仕上げ高: 後打ちコンが有る場合「A」と「B」の差分、 後打ちコンが無い場合「A」と「C」の差分	
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
							表面の凹凸	3			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
							歯咬み合い部の縦方向間隔W <sub>1</sub>	±2			
							歯咬み合い部の横方向間隔W <sub>2</sub>	±5			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

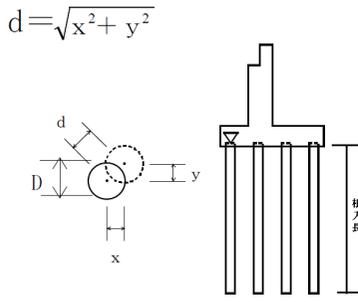
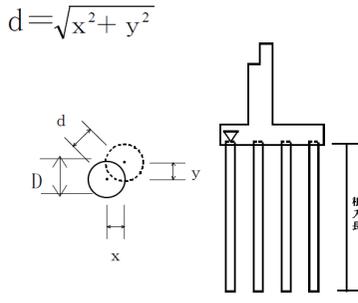
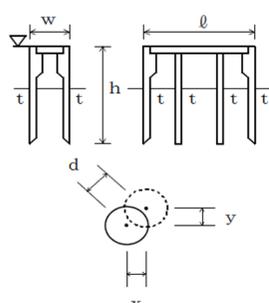
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						法 長 l	-200			
						延 長 L	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 l	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	-0.2 t			
						延 長 L	-200			

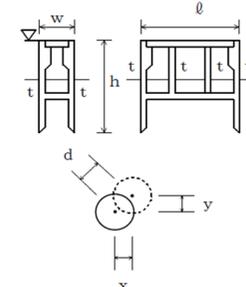
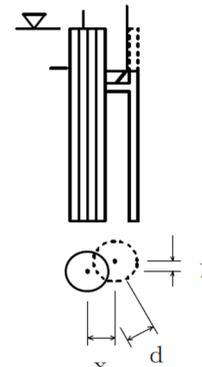
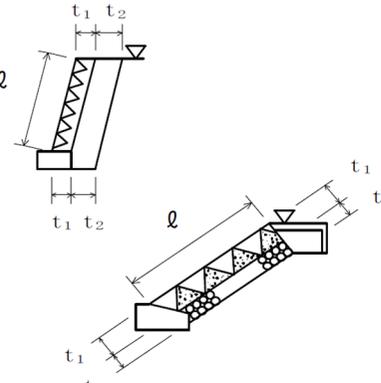
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 $l$	$l < 3m$	-50		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。
							$l \geq 3m$	-100		
						厚  さ  t		-50		
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高  々  h		-100		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。
						延  長  L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>		-200		
3	2	3	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ工)	基  準  高  ▽		±30		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につ き 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のもの は 1 施工箇所につき 2ヶ所 ※印は、現場打部分のある場合
						※幅  w		-50		
						※高  々  h		-30		
						延  長  L		-200		
						1 施工箇所毎				

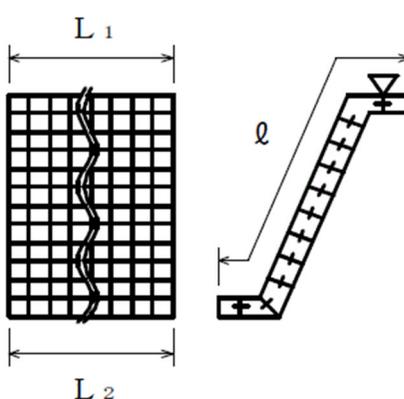
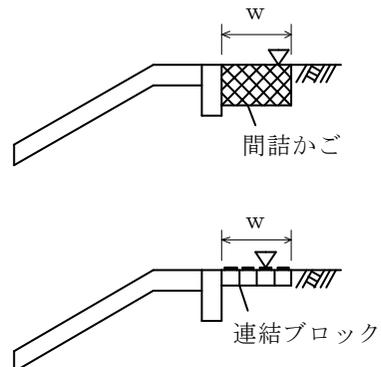
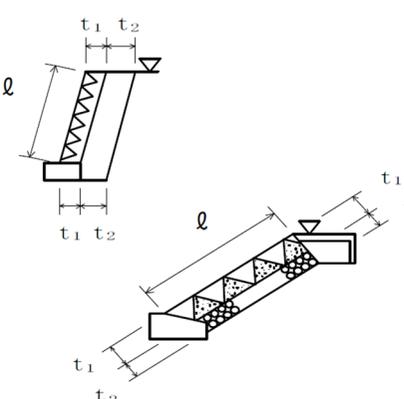
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延 長 L	-200				1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						深 さ h	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

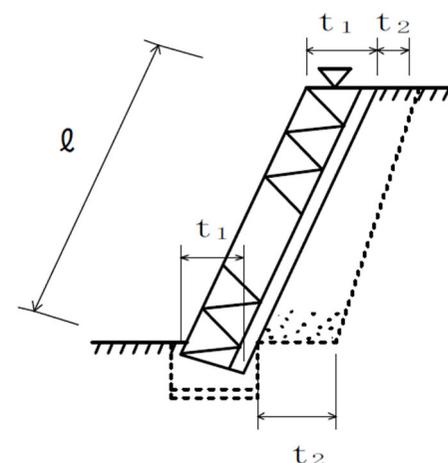
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	30		集水樹工	基 準 高 $\nabla$	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 $w$	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ $t_1, t_2$	-30			
						延 長 $L$	各構造物の規格値による			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき 出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸 工編」の規定による測点の管理方法を用いることがで きる。		
						延 長 L	-200			
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそ れに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき 出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以 内			
						傾 斜	1/100 以内			
				2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する 計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管 理を実施することができる。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以 内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計径（公称径）－30 以上			
3	2	4	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、丸外ラインの場合は丸外等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150 以内			
						傾 斜	1/50 以内			
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※			
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300 以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						ケーソンの長さℓ	-50				
						ケーソンの幅 w	-50				
						ケーソンの高さh	-100				
						ケーソンの壁厚 t	-20				
						偏 心 量 d	300 以内				
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300 以内				
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ (ブロック積張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ (裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $l$	-100				
						延長 $L_1, L_2$	-200				
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 $w$	-100				
						延 長 $L$	-200				
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所 を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ(ブロック) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延 長 $L$	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	5		石積(張)工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所 を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ(石積・張) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
延 長 $L$	-200										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工(シート系床 版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅 100mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定 により全面を確認			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2箇所以上を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満	
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅	-50	-50	-	-									
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅	-50	-50	—	—									
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m<sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上 10,000m<sup>2</sup> 未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さの数値が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
					幅	-25	-25	—	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が<sup>6</sup>10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が<sup>6</sup>3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積が<sup>6</sup>2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が<sup>6</sup>500t以上3000t未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに 1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さの数値が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の見取点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に1個、1,000 m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に1個、1,000 m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> 毎に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコア一を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m プロフィール メーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。  厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。  厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に1個、1,000 m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。  厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> 毎に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコア一を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—	—	3m プロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	幅	-25	-25	—	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> 毎に1個、1,000m <sup>2</sup> 以下のものは2個以上の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ あるいは 標高格差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。		
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					幅	-50	-						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					幅	-25		—					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。	
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	—10	—3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。		
					幅	—25	—						
					平坦性	—	コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下						
					目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメータにより機械舗設の場合(σ)1.75mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
			12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
厚 さ	-45		-15										
幅	-50		—										

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
					下層路盤工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
			12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
				幅	-50		-						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。		
			12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。		
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
					幅	-25		—					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。		
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸また又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規格による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						幅	-35	—					
						平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。					
						目地段差	±2					隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高格差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。	
						平坦性	—		3m プロフィールメーター (σ)2.4mm以下(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは2ヶ所以上を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規格による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚  さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50		—				
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。  「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		—				

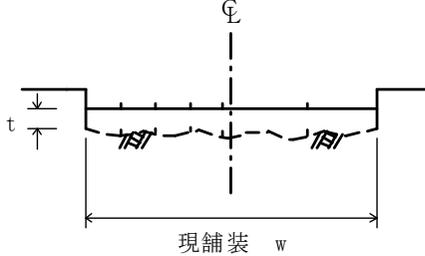
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		—				
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測 定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上 とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合 物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規 格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定 値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与え る恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		—				
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に 1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上 とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合 物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規 格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定 値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与え る恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50		—				

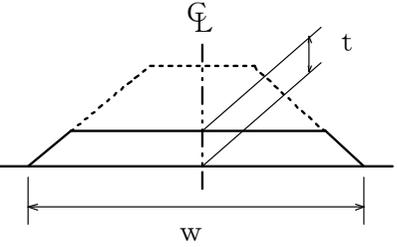
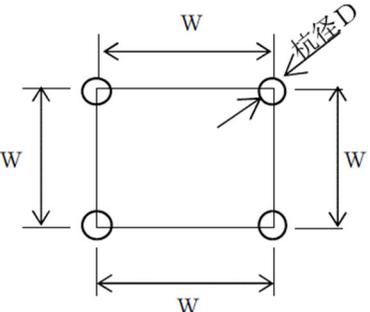
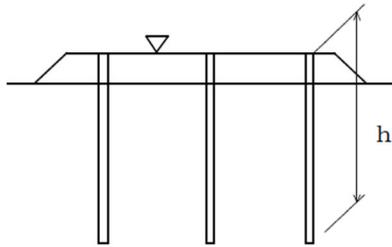
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 mmに 1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合 物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規 格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定 値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与え る恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25		-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	—			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として 緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案) (路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	—			
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下			

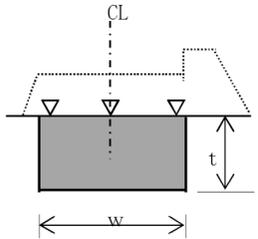
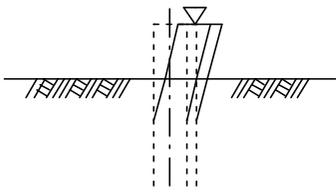
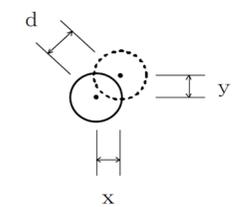
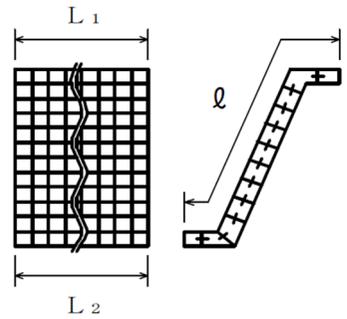
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

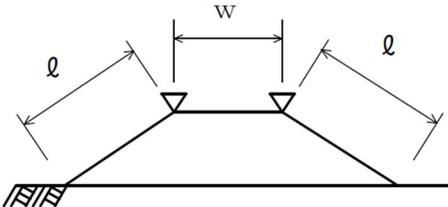
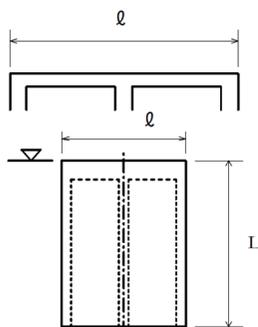
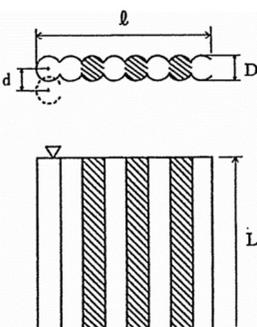
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  w. (L) は施工延長 40mにつき 1ヶ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 $w$ 、天端延長 $L$ を確認(実測は不要)		
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
3	2	7	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚 さ $t$	-50			
						幅 $w$	-100			
						延 長 $L$	-200			

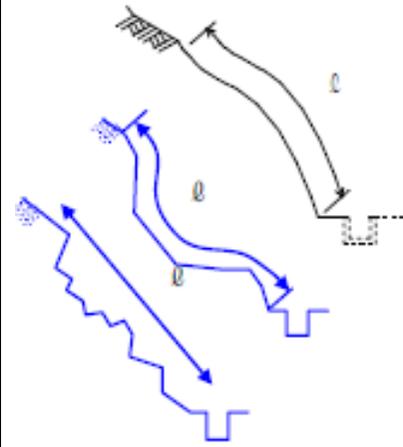
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
					サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。			
					締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)					

※余長は、適用除外

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 $\nabla$	-50	100 本に 1 ヶ所。 100 本以下は 2 ヶ所測定。 1 ヶ所に 4 本測定。  全本数  $L = \ell_1 - \ell_2$ $\ell_1$ は改良体先端深度 $\ell_2$ は改良体天端深度		
						位 置 ・ 間 隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上			
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基 準 高 $\nabla$	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認  全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)  工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)  全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
						位 置 ・ 間 隔 w	D/8 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上			

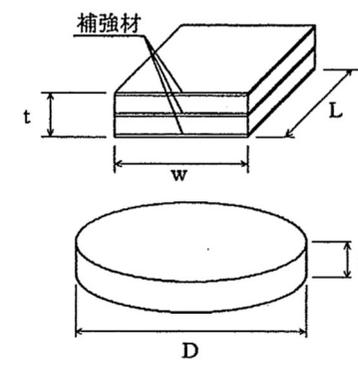
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき 1 ヶ所、または施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1 ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によ る管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、 幅 w、延長 L を確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは、 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 (任意仮設は除く)		
						根 入 長	設計値以上			
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
						配 置 誤 差 d	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 ヶ所。		
						延 長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200			

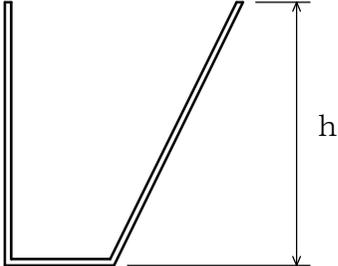
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 l	-100			
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
3	2	10	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m） につき 1ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものにつ いては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）に つき 1ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所。		
						連壁の長さ l	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3	2	10	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m） につき 1ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものにつ いては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）に つき 1ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所。		D：杭径
						連壁の長さ l	-50			
						変 位	D/4 以内			
						壁 体 長 L	-200			

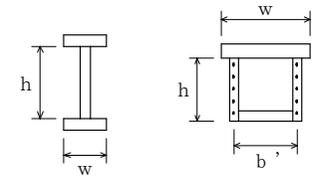
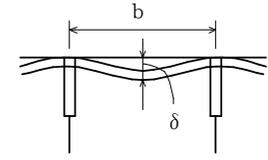
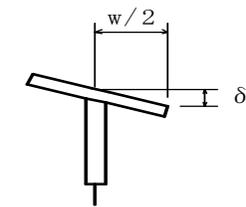
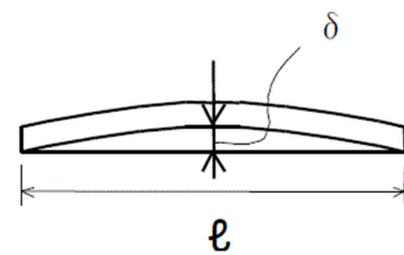
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	10	22		法面吹付工	法長 $l$	$l < 3m$	-50	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。  200 m <sup>2</sup> につき 1ヶ所以上、200 m <sup>2</sup> 以下は 2ヶ所をせん孔により測定。  1 施工箇所毎		
							$l \geq 3m$	-100			
						厚さ $t$	$t < 5cm$	-10			
							$t \geq 5cm$	-20			
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
延長 $L$		-200									

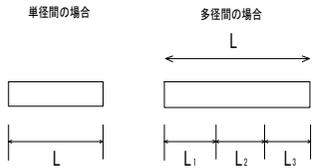
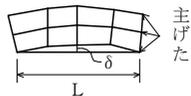
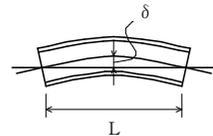
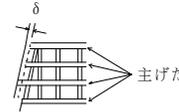
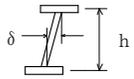
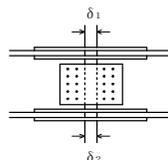
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上下 部構 造物 との 接合 用ボ ルト 孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1 ガス切断寸法を準用する ※2 片面のみの削り加工の場合も含む ※3 ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5 組立て後に測定					
							中心 距離	ボス突起を基準とした 孔の位置ずれ				1 以下		
								≤1000mm						
								ボス突起を基準とした 孔の位置ずれ					1.5 以下	
								>1000mm						
								アン カー 用ボ ルト (鑄 放 し)					孔の 直径	≤100mm >100mm
						孔の中心距離 ※1						JIS B 0403-1995 CT13		
						セン ター ボス	ボスの直 径					+0 -1		
							ボスの高 さ	+1 -0						
						ボス※ 5	ボスの直径					+0 -1		
							ボスの高さ					+0 -1		
												(次頁に続く)		

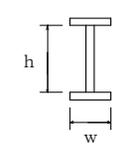
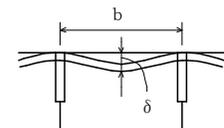
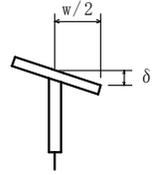
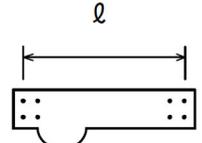
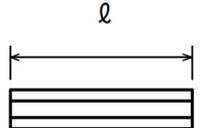
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸 直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1 ガス切断寸法を準用する  ※2 片面のみの削り加工の場合も含む  ※3 ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。  ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。  ※5 組立て後に測定  詳細は道路橋支承便覧参照				
						全移動量 $l$ ※4	$l \leq 300\text{mm}$				$\pm 2$	
							$l > 300\text{mm}$				$\pm l / 100$	
						組立絶対高さ H	上、下面加工仕上げ				$\pm 3$	
							コンクリート構造用				$H \leq 300\text{mm}$	$\pm 3$
											$H > 300\text{mm}$	$(H / 200 + 3)$ 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2、※3				JIS B 0403-95 CT14	
							鑄放し肉厚寸法 ※2				JIS B 0403-95 CT15	
							削り加工寸法				JIS B 0405-91 粗級	
							ガス切断寸法				JIS B 0417-79 B級	
3	2	12	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅w 長さL 直径D	$w, L, D \leq 500$	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差  詳細は道路橋支承便覧参照			
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	0 ~ +1%				
							$1500 < w, L, D$	0 ~ +15				
						厚さt	$t \leq 20\text{mm}$	0 ~ +1				
							$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$				
							$160 < t$	+4				
						相対誤差	$W, L, D \leq 1000\text{mm}$	1				
							$1000\text{mm} < w, L, D$	$(W, L, D) / 1000$				



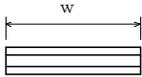
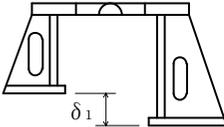
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 $l$ (m)  $\pm 3 \cdots \cdots$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $l \leq 10$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	2	12	1	4	刃口金物製作	刃 口 高 さ $h$ (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
					外周長 $L$ (m)	$\pm (10+L/10)$				

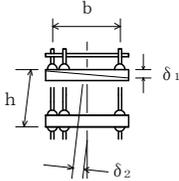
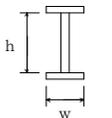
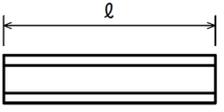
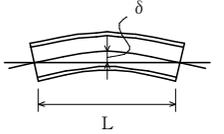
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
								鋼桁等	トラス・アーチ等								
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  ※シミュレーション仮組立検査も含む	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	鋼桁等	トラス・アーチ等	 I 型鋼げた トラス弦材	※規格値の w, ℓ に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ, 圧縮材の曲り δ」の規格値の h, b, w, ℓ に代入する数値は mm 単位の数値とする。					
													部 材 精 度	板の平面度 δ (mm)	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
														箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150		
													フランジの直角度 δ (mm)	w/200	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		
													部 材 長 ℓ (m)	鋼桁 トラス、アーチなど			±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10 ±2…… ℓ ≤ 10 ±3…… ℓ > 10
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)														

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  ※シミュレーション仮組立検査も含む						規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				
										全長 L (m) 支間長 Ln (m)		$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数を測定。		
										主桁、主構の中心間距離 B (m)		$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
										主構の組立高さ h (m)		$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \cdots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。	
										主桁、主構の通り δ (mm)		$5+L/5 \cdots L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)		
										主桁、主構のそり δ (mm)		$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots 80 < L \leq 200$	各主桁について 10~12m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)	
										主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)		設計値±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
										主桁、主構の鉛直度 δ (mm)		$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)	
										現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)		設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼げた	※規格値の w, □ に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値の h, b, w に代入する数値は mm 単位の数値とする。		
						腹板高 h (m)	±3…… 0.5 < w ≤ 1.0					
						腹板間隔 b' (m)	±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w / 2) 2.0 < w					
						鋼桁等の部材の腹板	h / 250				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。	
						板の平面度 δ (mm)	b / 150					
フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	主要部材全数を測定。										
部材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10			 								

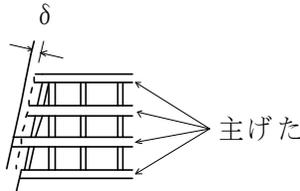
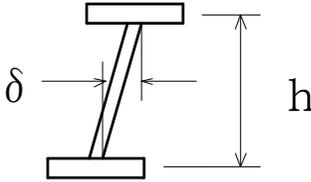
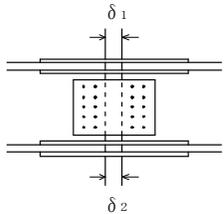
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定。		
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	4		検査路製作工	部	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						材		$l \leq 10$				
								$\pm 4 \cdots \cdots$				
								$l > 10$				
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部	部材長 $w$ (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。			
						材						
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設計値 $\pm 4$	両端部及び中央部付近を測定。			
	フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$	 (実測値) $\delta_2$									
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						材		$l \leq 10$				
								$\pm 4 \cdots \cdots$				
								$l > 10$				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部 材 長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
							鉛 直 度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$			
							高 さ $h$ (mm)	$\pm 5$			
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フ ラ ン ジ 幅 $w$ (m) 腹 板 高 $h$ (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼げた</p>	
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$			
							部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時	主桁のそり $\delta$	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						部	材				
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部	材	部材長 $l$ (m)	±3…… $l \leq 10$ ±4…… $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
3	2	12	11		工場塗装工		塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジングリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 m <sup>2</sup> とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回 行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200 m <sup>2</sup> に満たない場合は10 m <sup>2</sup> ごとに1点とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木	2	13	橋梁架設工	架設工（鋼橋）  （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	± (20+L/5) ± (20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。		※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。
						通 り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長 (m)		
						そ り δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の 中心間距離 B (m)	±4…… B ≤ 2 ± (3+B/2)…… B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		

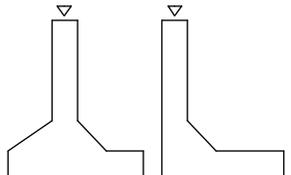
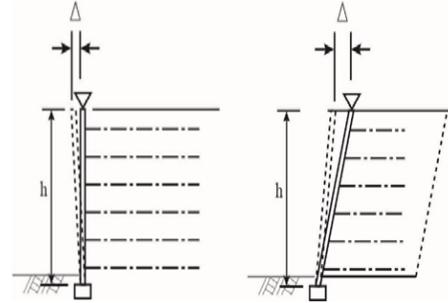
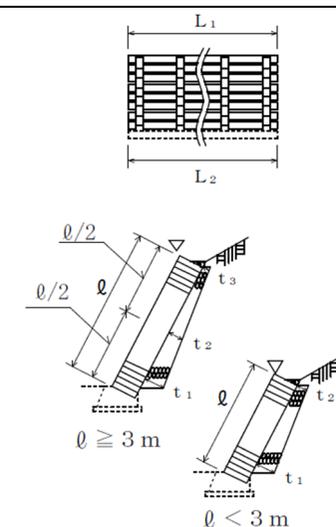
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						※主桁の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
3	土	2	橋	架	架設工(コンクリート橋)	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		
					(クレーン架設)	桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
					(架設桁架設)	そ り	—	主桁を全数測定。		
					架設工支保工 (固定) (移動)					
架設桁架設 (片持架設) (押し架設)										

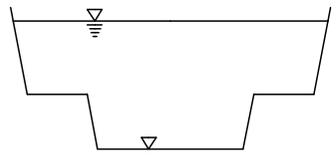
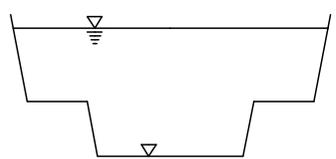
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	14	2	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 $l$	$l < 5m$	-200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
								$l \geq 5m$	法長の-4%				
								盛土法長 $l$	$l < 5m$				-100
									$l \geq 5m$				法長の-2%
							延長 $L$	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 $l$	$l < 5m$	-200	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
								$l \geq 5m$	法長の-4%				
							厚さ $t$	$t < 5cm$	-10	施工面積 200㎡につき 1ヶ所、面積 200㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。			
								$t \geq 5cm$	-20				
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
							延長 $L$	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

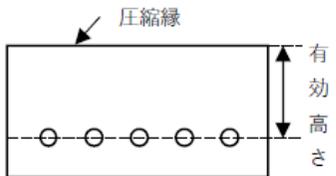
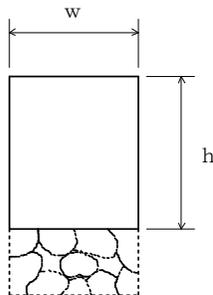
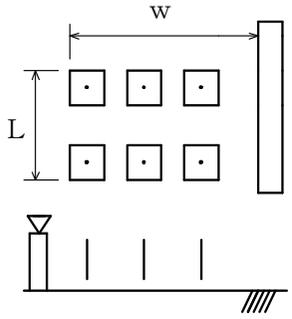
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	3		吹付工（仮設を含む） （コンクリート） （モルタル）	法長 $l$	$l < 3m$	-50	<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>			
							$l \geq 3m$	-100				
						厚さ $t$	$t < 5cm$	-10				<p>200 m<sup>2</sup>につき 1ヶ所以上、200 m<sup>2</sup>以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p>
							$t \geq 5cm$	-20				
				<p>但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上</p>								
						延 長 $L$	-200	<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $l$	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による	
							$l \geq 10m$	-200				
						幅	$w$	-30				枠延長 100mにつき 1ヶ所、枠延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
						高	さ $h$	-30				
						吹付枠中心間隔	$a$	$\pm 100$				
						延	長 $L$	-200				1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $l$	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎			
							$l \geq 10m$	-200				
						延	長 $L$	-200				

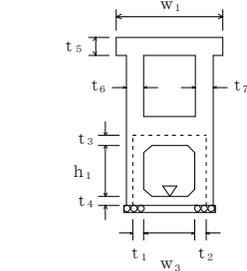
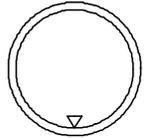
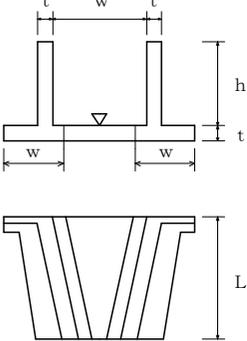
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ $\ell$	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 $\theta$	±2.5度				
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する 計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管 理を実施することができる。			
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎

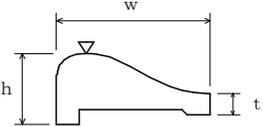
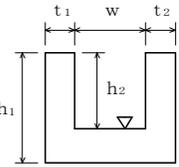
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						延 長 L	-200				
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土〔テールアルメ〕壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						鉛直度 $\Delta$					$\pm 0.03h$ かつ $\pm 300$ 以内
						控 え 長 さ (補強材の設計長)					設計値以上
延 長 L		-200									
3	2	15	4		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						法 長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚 さ $t_1, t_2, t_3$					-50
						延 長 $L_1, L_2$					-200

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
									500ps	-1000~+200			
									1000ps	-1200~+200			
								ディーゼル船	250ps	-800~+200			
									420ps 600ps	-1000~+200			
									1350ps	-1200~+200			
								幅	-200				
								延 長	-200				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽		+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
								幅	-200				
								延 長	-200				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	16	3	3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。			
								標高較差	±0以下			+400以下	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2	18	2	床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 mに 1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部および重要構造物である内空断面積 25m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20			
	上記 鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1 径間当たり 3 箇所（両端及び中央）測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2mの範囲を測定。							
6	河 川 編	1	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部 1ヶ所を測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
6	河 川 編	1	10	8	杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。  接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延長 L	-200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	1	函渠工 (本体内工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所 で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書 で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	$\pm 30$			
						延 長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。		
						延 長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			

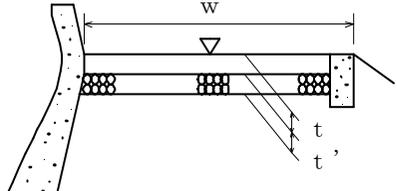
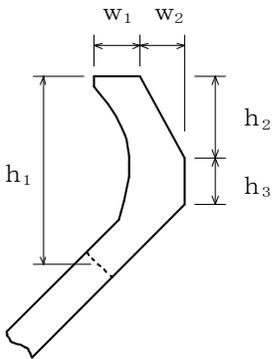
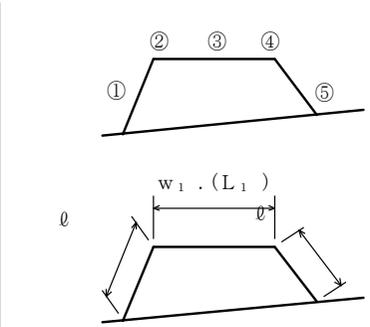
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河 川 編	4 水 門	6 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	5 堰	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						堰長 L	L < 20m			
	L ≥ 20m	-100								
6 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延 長 L	-200			

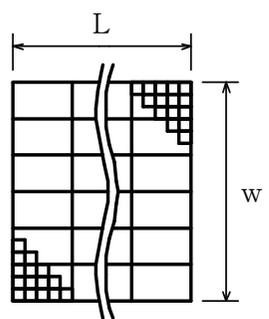
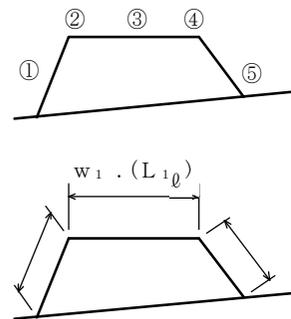
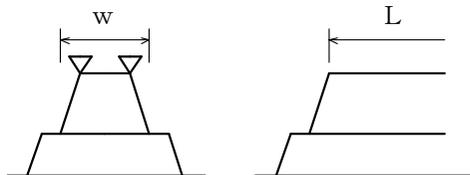
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 点 長 及 び 中心線の変化	$\pm 50$			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本工	6		本工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ $h_1, h_2$	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			

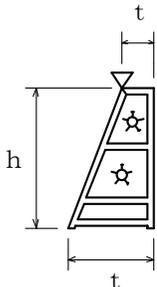
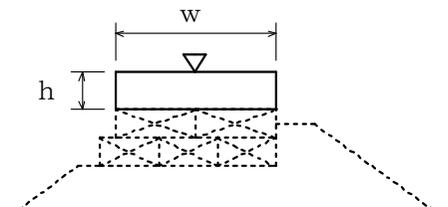
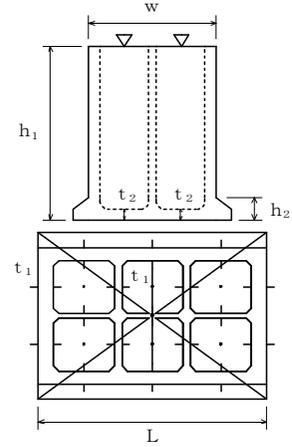
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場 本 体 工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本 体 工 (床固め本 体工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天 端 幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤 幅 $w_2$	-30			
						堤 長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $\square_1, \square_2$	$\pm 50$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 $w_1$	-30			
						堤 幅 $w_2$	-30			
						長 さ L	-100			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

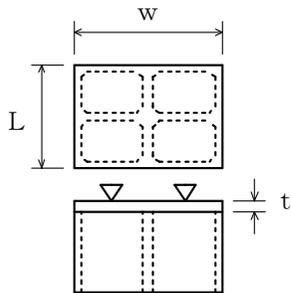
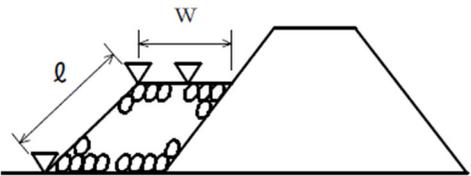
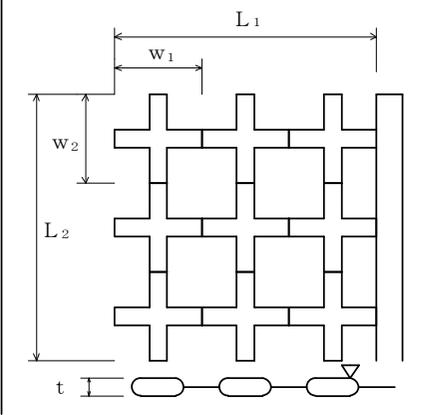
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	5	護岸 基礎 工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数 40 個につき 1 ヶ所の割で測定。基準高、 延長は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
								ブ ロ ッ ク 厚 t	-20				
								ブ ロ ッ ク 縦 幅 $w_1$ ブ ロ ッ ク 横 幅 $w_2$	-20				
								延 長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	6	護岸 工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。		
								法長 $l$	$l < 5m$	-100			
									$l \geq 5m$	$l \times (-2\%)$			
								厚 さ t	-50				
								延 長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	6	護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規 定による測点の管理方法を用いることができる。		
								法長 $l$	$l < 3m$	-50			
									$l \geq 3m$	-100			
								厚さ t	$t < 100$	-20			
									$t \geq 100$	-30			
								裏 込 材 厚 $t'$	-50				
								延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	8	天端 被覆 工	2	コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 	
								幅 w	-50		
								厚 さ t	-10		
								基 礎 厚 t'	-45		
								延 長 L	-200		
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	9	波返工	3	波返工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 	
								幅 $w_1, w_2$	-30		
								高さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50		
								高さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100		
								延 長 L	-200		
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	4	突堤基礎 工	4	捨石工	本 均 し $\pm 50$ 表 面 均 し $\pm 100$ 荒均し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ $\pm 500$ 異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ $\pm 300$ 被覆均し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ $\pm 500$ 異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ $\pm 300$ 法 長 $l$ -100 天 端 幅 $w_1$ -100 天 端 延 長 $L_1$ -200	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) に つき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。 		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	4	突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
								延長 L	-500					
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300					
								法 長 l	-100					
								天 端 幅 w <sub>1</sub>	-100					
								天 端 延 長 L <sub>1</sub>	-200					
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積) ブロック規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		
								(層積) ブロック規格 26 t 以上	±500					
								(乱 積)	±ブロックの高さの 1/2					
								天 端 幅 w	-ブロックの高さの 1/2					
								天 端 延 長 L	-ブロックの高さの 1/2					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	9		石砕工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。			
									厚 さ t	-50				
									高 さ h	h < 3m				-50
										h ≥ 3m				-100
									延 長 L	-200				1 施工箇所毎
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	10		場所打コンクリート 工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。			
									幅 w	-30				
									高 さ h	-30				
									延 長 L	-200				
7	河川 海岸 編	2	突堤 ・ 人工 岬	5	突堤 本 体 工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラ スト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部 1ヶ所		
										コンクリート	±50			
									壁 厚 t <sub>1</sub>	±10	底版完成時、各壁 1ヶ所			
									幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
									高 さ h <sub>1</sub>	+30, -10	完成時、四隅			
									長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
									底版厚さ t <sub>2</sub>	+30, -10	底版完成時、各室中央部 1ヶ所			
									フーチング高さ h <sub>2</sub>	+30, -10	底版完成時、四隅			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	5	突堤 本 体 工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端1ヶ所				
										ケーソン重量 2000 t 以上 ±150					
										据付目地間隔 1'、2'				ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	据付完了後、天端1ヶ所
														ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下	
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	5	突堤 本 体 工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所 (中心)			
										水 中	±50				
										厚 さ t	±30				
										幅 w	±30				
										長 さ L	±30				
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	5	突堤 本 体 工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数				
									幅 w	+20, -10					
									高 さ h	+20, -10					
									長 さ L	+20, -10					
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	5	突堤 本 体 工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所 (各段毎)				
									隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
						基準高 ▽							
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)				
							水 中	±50					
							厚 さ t	±30					
							幅 w	±30					
							長 さ L	±30					
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。				
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300					
							法 長 l	-100					
							天 端 幅 w	-100					
							天 端 延 長 L	-200					
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							乱 積	±t/2					
							厚 さ t	-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
							幅w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積				-20	
								乱 積				-t/2	
							延長L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積				-200	1施工箇所毎
								乱 積				-t/2	

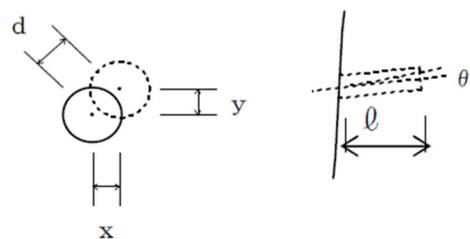
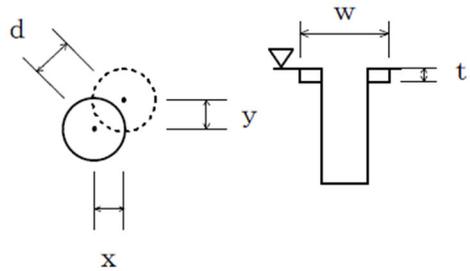
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	7	消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。		
							乱 積	± t / 2			
						厚 さ t	-20				
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20				
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
7	河川 海岸 編	3	海域堤防 (人口リーフ、離岸堤、潜堤)	3	捨石工	基 準 高 ▽	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
							荒均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ			
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ		±300			
						被覆均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500			
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w <sub>1</sub>	-100				
						天 端 延 長 L <sub>1</sub>	-200				
8	砂防 編	1	3	4	鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						天端部 堰 幅	$w_1, w_2$				-30
						水通しの幅	$0_1, 0_2$				±50
						堤 長	$L_1, L_2$				-100
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅	$w_1, w_2$				-30
						長 さ	L				-100
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
8	1	8	8		水叩工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅	w				-100
						厚 さ	t				-30
						延 長	L				-100

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水通し部	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長 さ $\ell$	±100			
							幅 $w_1, w_3$	±50			
							下流側倒れ $\triangle$	±0.02H1			
						袖部	袖 高 ▽	±50			
							幅 $w_2$	±50			
							下流側倒れ $\triangle$	±0.02H2			

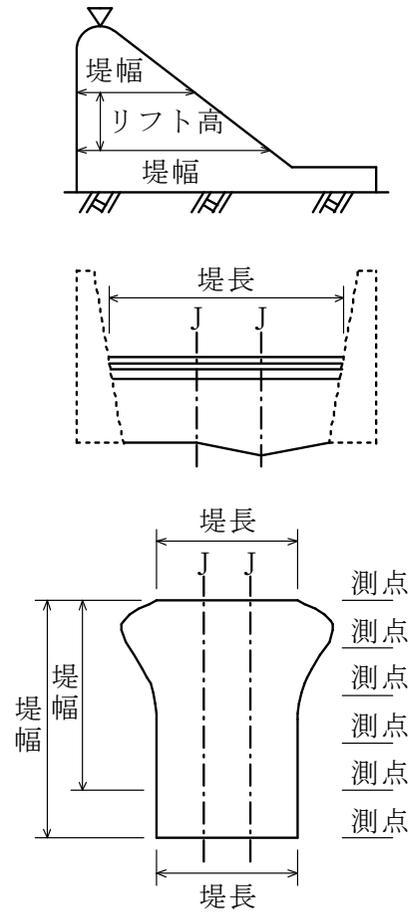
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		
						堤長□	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			

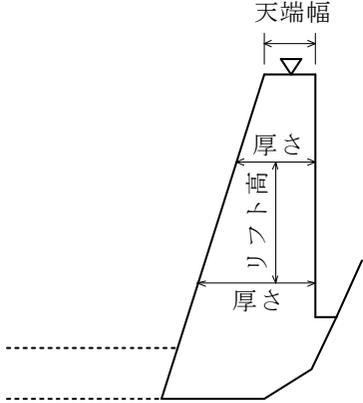
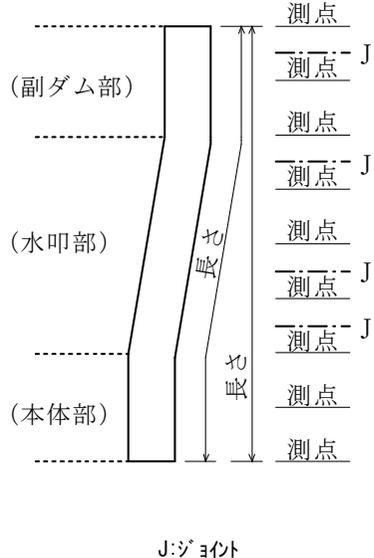
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	砂防編	1	9	6	鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
						長 さ L	$\pm 100$				
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$				
						下流側倒れ $\sphericalangle$	$\pm 0.02H$				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
8	砂防編	2	5	8	魚道工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						延 長 L	-200				
8	砂防編	3	6	4	山腹明暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）			
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30				
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						深 さ $h_3$	-30				
						延 長 L	-200				

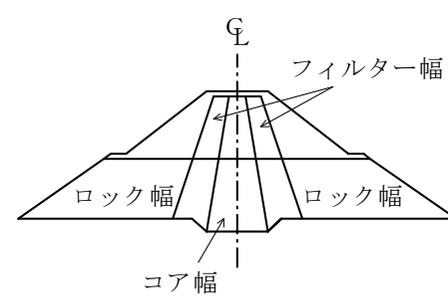
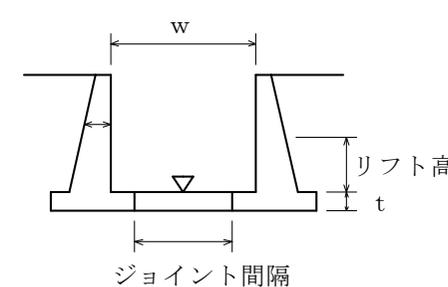
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ $l$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 $d$	100			
						せ ん 孔 方 向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 $d$	150			
						長 さ $L$	-100			
						巻 立 て 幅 $w$	-50			
						巻 立 て 厚 さ $t$	-30			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。		
						偏 心 量 $d$	D/4 以内 かつ 100 以内			

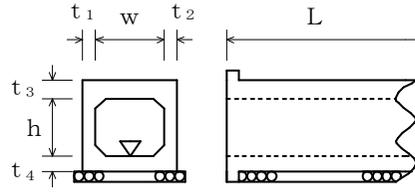
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダム コンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダム コンクリート工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダム コンクリート工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			

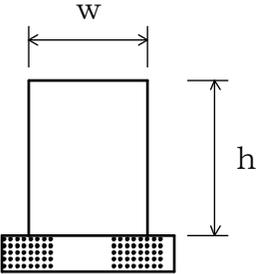
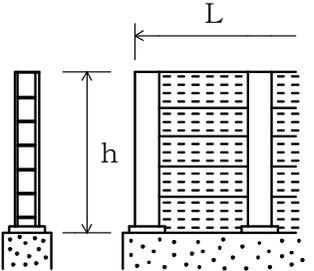


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート エ			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			
										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合			
						外 側 境 界 線	-0, +500				
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。			
						外 側 境 界 線	-0, +1000				
						盛 立 幅	-0, +1000				
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。			
						外 側 境 界 線	-0, +2000				
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1 施工箇所			
						ジョイント間隔	±30				
						厚 さ t	±20				
						幅 w	±40				
						リフト高さ	±20				
						長 さ L	±100				

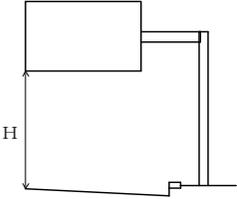
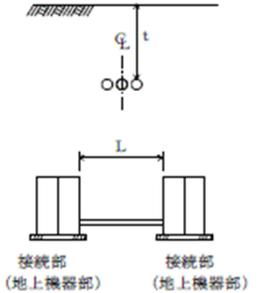
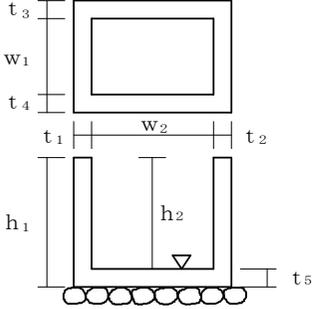
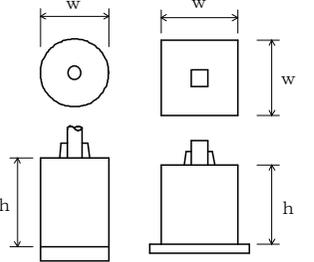
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9	ダム編	3	基礎グラウチング	3	ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。			
						配 置 誤 差	100				
10	道路編	1	道路改良	3	工場製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
10	道路編	1	道路改良	9	カルバート工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚  さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) $w$	-30				
						高  さ $h$	$\pm 30$				
						延長 L	$L < 20m$				-50
							$L \geq 20m$				-100
10	道路編	1	道路改良	11	落石防止網工	幅 $w$	-200	1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						延 長 L	-200				

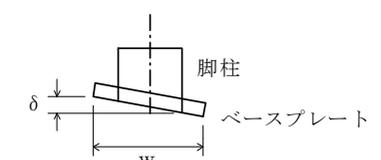
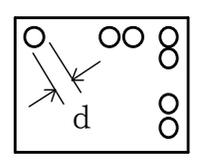
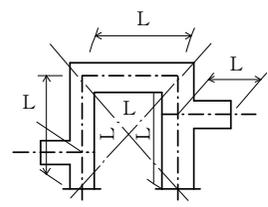
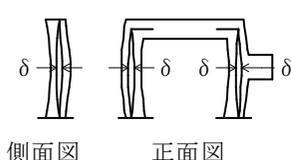
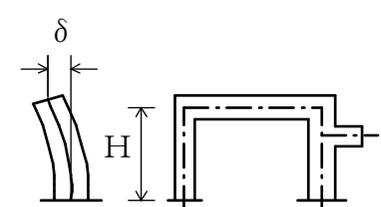


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所。			
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間 隔 w	±15	施工延長 5 スパンにつき 1 箇所		
							ず れ a	10			
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$			
						高 さ h	+30, -20	1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1ヶ所、200m 以下のものは 2ヶ所以上掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1ヶ所測定。  ※両端部 2点で測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2000 m <sup>2</sup> 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚さ	t < 15cm	-30					-10
							t ≥ 15cm	-45					-15
						幅		-100					—
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9		-3	幅は、片側延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に 1ヶ所、200m 以下のものは 2ヶ所以上コアを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅		-25					—

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のもの 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基 準 高	$\pm 20$	1ヶ所/1 踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	$\pm 20$	1ヶ所/1 踏掛版		
						各 部 の 長 さ	$\pm 30$	1ヶ所/1 踏掛版		
					（ラバーシュー）	各 部 の 長 さ	$\pm 20$	全数		
						厚 さ	—			
					（アンカーボルト）	中 心 の ず れ	$\pm 20$	全数		
						ア ン カ ー 長	$\pm 20$	全数		
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎一基毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			

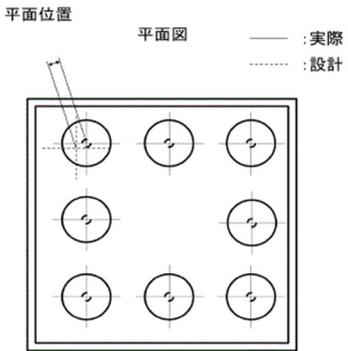
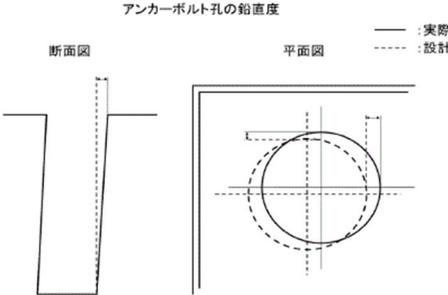
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部毎に1ヶ所		
						延 長 L	-200	接続部毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1 施工箇所		
						高 さ h	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							ベースプレート	孔の位置	$\pm 2$	全数を測定。		
								孔の径	0~5	全数を測定。		
							仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10)$ $\dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		
						はりのキャンパー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)		$L/1,000$	各主構の各格点を測定。			
						柱の鉛直度 $\delta$ (mm)		$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)			

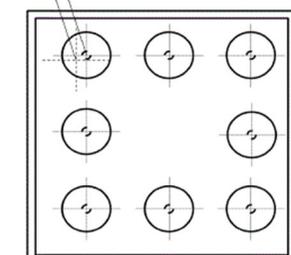
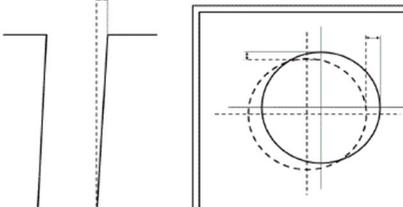
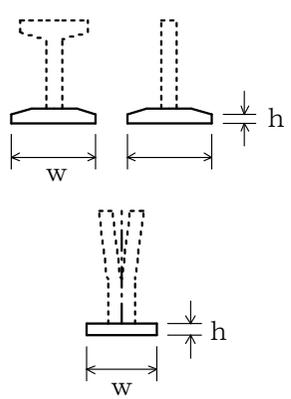
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編」で規定する出来形計測を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 +10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は 沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心 で測定。  アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸 直角方向で十字に切った2隅で計測。	<p>平面位置</p>	
				平面位置 ±20						
				アンカーボ ルト孔の 鉛直度 1/50 以下						
								<p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造土工編」で規定する出来形計測を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	-20~+10	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は 沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心 で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸 直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	<p>平面位置</p>  <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>  <p>断面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>	
				平面位置	±20						
				アンカーボ ルト孔の 鉛直度	1/50 以下						

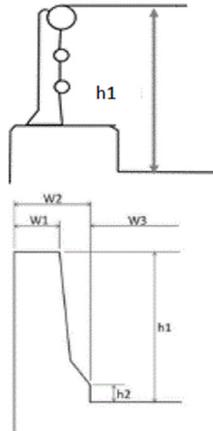
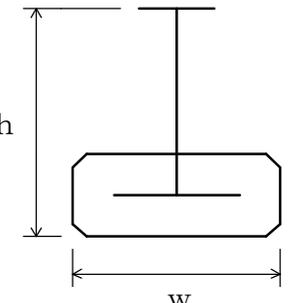
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編」で規定する出来形計測を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$	-20			
						敷 幅 $w_2$	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ $l$	-20			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支間長及び 中心線の変位	$\pm 50$			

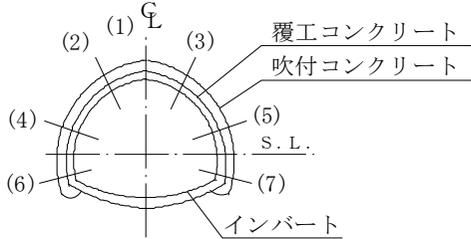
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	平面位置 	
					平面位置		±20			
					アンカーボルト孔の鉛直度		1/50 以下			
									アンカーボルト孔の鉛直度 	
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
					幅 $w$ (橋軸方向)	-50				
					高さ $h$	-50				
					長さ $l$	-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ $h$	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材 部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋				鋼橋
							±5				$\pm(4+0.5 \times (B-2))$
						水 平 度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5										
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム 支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いこと を確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低 差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付け 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時 のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支 承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施す る。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリ 橋				鋼橋
							±5				
						水 平 度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸方向のず れ同一支承線上の相対誤 差	5										
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2 以上										
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定			
						アンカーボルト定着 長	-20 以内 かつ -1D 以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10~+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			

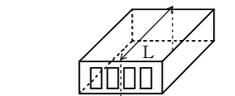
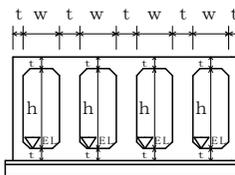
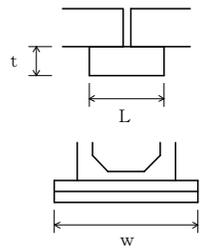
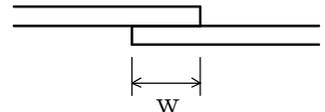
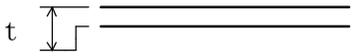
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6	7	橋梁用防護柵工  橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の幅 w2	-10~+20			
						高さ h1	-20~+30			
						高さ h2	-10~+20			
						有効幅員 w3	0~+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高  さ	±4			
10 道 路 編	5 コン クリ ート 橋 上 部	6 プレ ビー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						高  さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

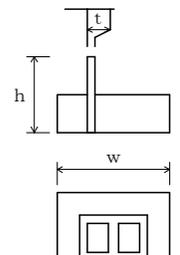
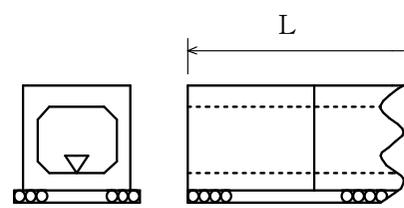
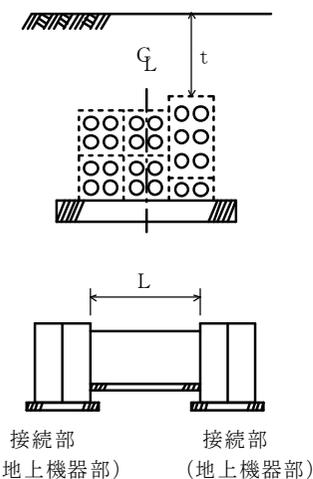
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)・同解説にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	 <p>                         (1) 覆工コンクリート                          (2) 吹付コンクリート                          (3) S.L.                          (4) インバート                          (5) (6) (7)                     </p>	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から 10cm以内			

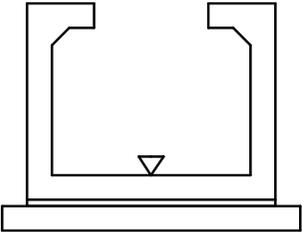
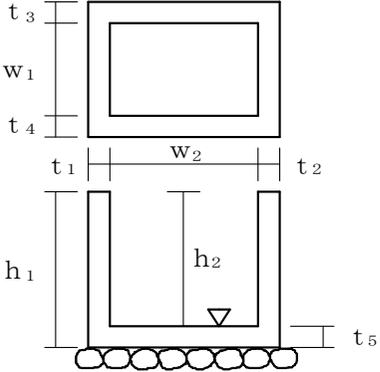
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w（全幅）	-50			
						高さ h（内法）	-50			
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	設計値以上			
					延 長 L	—				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			

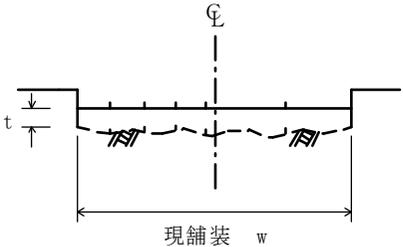
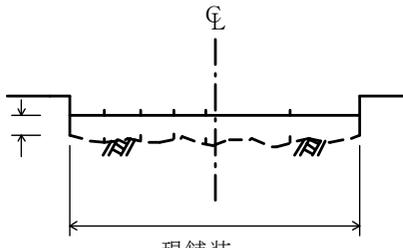
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	6 イ ン パ ー ト 工	4		インパート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工 40mにつき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	設計値以上				
						延 長 L	—				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				
						基 準 高 (拱頂)	±50				

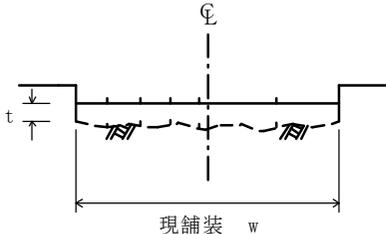
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	幅 w (全幅)	- 50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40mにつき 1箇 所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、 厚さの測定を行う。		
						高さ h (内法)	- 50			
						厚 さ t	- 20			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高 (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40mにつき 1ヶ 所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、 厚さの測定を行う。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

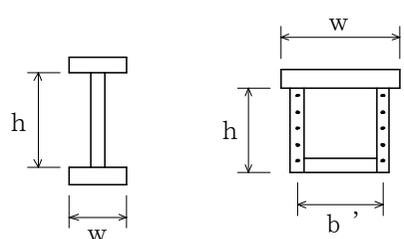
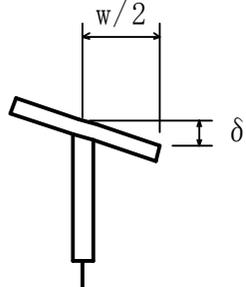
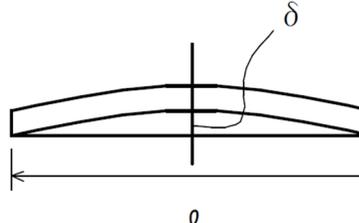
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	 	
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	$\pm 30$			
						ブロック長 L	-50			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラ-継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 ブ レ キ ヤ ス ト 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段 階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		
						延 長 L	-200			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝 工	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深	0~+50	接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス 工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高 さ $h_1, h_2$	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下			
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (掘削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路 盤 工	厚さ t	-30	幅は延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線 200m毎に左右両端及び中央の 3点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/ 2) …… 2.0 < w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼げた      トラス弦材</p>	
								床組など			
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。ℓ：部材長 (mm)		

# 品質管理基準及び規格値



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 際骨材の吸収率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	セメントの蛍光X線分析	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	計量設備の計量精度	/	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。)	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。</li> <li>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> </ul> ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以下の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)  重要構造物の場合； 重要度と工事の規模に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時</li> <li>1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミキストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。</li> <li>・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</li> </ul> ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個 (σ7・・・3個、σ28・・・3個) とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個 (σ3) を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回 (午前・午後) の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	○
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	強度測定	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
2 プレキャスト トコンクリー ト製品 (JIS I 類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験 項目の確認	目視 (写真撮影)				
2 プレキャスト トコンクリー ト製品 (JIS I 類)	施工	必須	製品の外観検査 (角欠 け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		
3 プレキャスト トコンクリー ト製品 (JIS II 類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、 性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
3 プレキャスト トコンクリー ト製品 (JIS II 類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験 項目の確認	目視 (写真撮影)	設計図書による。			
3 プレキャスト トコンクリー ト製品 (JIS II 類)	施工	必須	製品の外観検査 (角欠 け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験地の平均値)	1回/日以上		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II)	○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回／月以上		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回／月以上		○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフェューム）	1回／月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回／6ヶ月以上	試験成績表による。	○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回／月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>たれ下がり</li> <li>焼き割れ</li> <li>折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul> </li> <li>ノギス等による計測(詳細外観検査)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul> </li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</li> <li>②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</li> <li>③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</li> <li>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</li> <li>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</li> <li>⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</li> <li>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</li> <li>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</li> </ul>	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</li> <li>(1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</li> <li>自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> <li>(2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> </ul>	
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>たれ下がり</li> <li>焼き割れ</li> <li>折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul> </li> <li>ノギス等による計測(詳細外観検査)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul> </li> </ul>	熱間押抜法の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</li> <li>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</li> <li>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</li> </ul>	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各4本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</li> <li>(1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</li> <li>自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> <li>(2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>SD491を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> </ul>	
5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>たれ下がり</li> <li>焼き割れ</li> <li>折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul> </li> <li>ノギス等による計測(詳細外観検査)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul> </li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</li> <li>②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</li> <li>③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</li> <li>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</li> <li>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</li> <li>⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</li> <li>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</li> <li>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。</li> <li>①は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</li> <li>④は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>⑤は、再加熱して修正する。</li> <li>⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> </ul>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
5	ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
5	ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波深傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
6	既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
6	既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		・上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値×π 以下)	
6	既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
6	既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
6	既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中堀杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
6	既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中堀り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
6	既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm <sup>2</sup>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
9 既製杭工 (中掘り杭工 コンクリート 打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
10 下層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
10 下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。</li> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
10 下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生クラッシュランに適用する。</li> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 冊[4]-256  砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径 が53mm以下の場合のみ 適用出来る	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上  歩道箇所：設計図書による。	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93% 以上を満足するものとし、かつ平均値について以下 を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値 を満足するものとする。また、10孔の測定値が得が たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足 するものとするが、X3が規格値を はずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均 値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以 下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、 測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事 を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
10 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 冊[4]-288		・ 全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同 等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用い るものとする。	
10 下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	・ セメントコンクリートの路盤に適用する。	
10 下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総 使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
10 下層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限 界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あ るいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量 が3,000t以上の場合が該当する。	
10 下層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。</li> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
11 上層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
11 上層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> <li>小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、鉄鋼スラグには適用しない。</li> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便欄 [4]-80	1.5%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便欄 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便欄[2]-131	1.50kg/L以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
11 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
11 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡ : 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合 : 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。		
11 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい : ±15%以内	・ 中規模以上の工事 : 定期的又は随時 (1回~2回/日)	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11 上層路盤	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい : ±6%以内	・ 中規模以上の工事 : 異常が認められたとき。	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
11 上層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 4以下	観察により異常が認められたとき。		
11 上層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
12 アスファルト安定処理路盤	施工	その他	アスファルト舗装に準じる					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
13 セメント安定処理路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
13 セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1~2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-78	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ セミプロロンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプロロンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプロロンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	必須	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度	随時		○
14 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
14 アスファルト舗装	プラント	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
14 アスファルト舗装	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  歩道箇所：設計図書による。	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、縮固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の縮固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視		随時		
14 アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。）	必須	マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率：96%	当初		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。）	必須	ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率：97%	当初		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。）	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが望ましい。	
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。）	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表3.3.20 粗骨材表3.3.22	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下 （ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細粒骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8% 以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
15 転圧コンクリート	製造（プラント）	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
15 転圧コンクリート	製造（プラント）	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
15 転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材令28日）。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	温度測定（コンクリート）	温度計による		2回／日（午前・午後）以上		
15 転圧コンクリート	施工	必須	現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
15 転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定		
16 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>2</sup> 以上1,000 m <sup>2</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>2</sup> 以上1,000 m <sup>2</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。</li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-79	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) $8.0 \times 10^{-3}$ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温~150℃	随時		○
16 グースアスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
17 路床安定処理工	材料	必須	土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
17 路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 RI計器を用いた盛土の締めめ管理要領（案）	【締めめ度による管理】 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締めめ情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締めめられたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締めめ機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-268		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締めめ効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
17 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
17 路床安定処理工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
17 路床安定処理工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
17 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
18 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 RI計器を用いた盛土の締めめ管理要領（案）	【締めめ度による管理】 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16(ハンゲルメーター)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
19 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
19 固結工	材料	必須	ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
19 固結工	施工	必須	改良対全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
19 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。	
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日		
20 アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10~18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	繰り返せ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
20 アンカー工	施工	必須	適正試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
20 アンカー工	施工	必須	確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
20 アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 補強土壁工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
21 補強土壁工	材料	必須	外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
21 補強土壁工	材料	必須	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○
21 補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
21 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締めめ試験（JIS A1210）A・B法）もしくは90%以上（締めめ試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締めめ試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
21 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締めめ管理要領（案）」	次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締めめ試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締めめ試験（JIS A1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
21 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「T S・GNSSを用いた盛土の締めめ情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締めめ機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とす2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
22 吹付工	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
22 吹付工	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
22 吹付工	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
22 吹付工	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I502-2023	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
22 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規程により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
22 吹付工	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
22 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
22 吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
22 吹付工	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 現場吹付 法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 現場吹付 法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
23 現場吹付 法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
23 現場吹付 法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
23 現場吹付 法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
23 現場吹付 法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
23 現場吹付 法砕工	製造 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	・レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
23 現場吹付 法砕工	製造 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上	・レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
23 現場吹付 法砕工	製造 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
23 現場吹付 法砕工	製造 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 現場吹付 法枠工	製造（JISマーク表示 されたレディーミクス トコンクリートを使用 する場合は除く。）	その他	ミキサの練混ぜ性能試 験	連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2023	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8% 以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の 場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクス トコンクリート工場の品質証明書等のみとすること ができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋 梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以 上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その 他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された 工種）	○
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じ て20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が 認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の 場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクス トコンクリート工場の品質証明書等のみとすること ができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場 合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋 梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以 上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗 装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指 定された工種）	
23 現場吹付 法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強 度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準JSCE-F 561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事 で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹 付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコア を切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3 本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の 場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクス トコンクリート工場の品質証明書等のみとすること ができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場 合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参 照	
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久 性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合 は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試 験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、 午後の試験を省略することができる。（1試験の測 定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の 場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクス トコンクリート工場の品質証明書等のみとすること ができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場 合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イ オン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503- 2023）または設計図書の規定により行う。  ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参 照	
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じ て20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化 が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の 場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクス トコンクリート工場の品質証明書等のみとすること ができる。  ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参 照	
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	ロックボルトの引抜き 試験	参考資料「ロックボルト の引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
24	河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
24	河川土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
24	河川土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
24	河川土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
24	河川土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
24	河川土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	
24	河川土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
24	河川土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	
24	河川土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
24	河川土工	材料	その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	
24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 $\text{m}^2$ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 $\text{m}^2$ 未満：5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1000 $\text{m}^2$ 未満：10点 ・1000 $\text{m}^2$ 以上2000 $\text{m}^2$ 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
24	河川土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	
24	河川土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 海岸土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	材料	その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
25 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
25 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
25 海岸土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
25 海岸土工	施工	その他	コン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 砂防土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq$ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $>$ 53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000㎡に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
27	道路土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。	
27	道路土工	材料	必須	CBR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	ただし、法面、路肩部の土量は除く。	
27	道路土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）	
27	道路土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締めめ試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締めめ試験（JIS A1210）A・B法）もしくは90%以上（締めめ試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10%または飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 8%。 ただし、締めめ管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
27	道路土工	施工	必須	または、「RI計器を用いた盛土の締めめ管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締めめ試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締めめ試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締めめ試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締めめ管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締めめ情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締めめ機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
27	道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締めめ効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
27	道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
27	道路土工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
27	道路土工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
27	道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時		
27	道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ハンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
28	捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5～2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満	○
28	捨石工	施工	必須	岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
28	捨石工	施工	必須	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：980.66N/cm <sup>2</sup> 以上4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満	○
28	捨石工	施工	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすつべらなもの、細長いものであってはならない。	5,000㎡につき1回の割で行う。 ただし、5,000㎡以下のものは1工事2回実施する。	500㎡以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
28	捨石工	施工	その他	捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差		裏込(目潰)石(5kg/個～50kg/個程度) →1個の重量の許容量 ±20% 荷口の許容差 30%	疑義が生じた場合に確認する。	荷口の許容差とは、1個の重量の標準値の許容値をはずれるものの合計重量の全重量に対する百分率をいう。	
28	捨石工	施工	その他	捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差		基礎砕石(中詰石)(30kg/個～200kg/個程度) →1個の重量の許容量 ±20% 荷口の許容差 30%	疑義が生じた場合に確認する。	荷口の許容差とは、1個の重量の標準値の許容値をはずれるものの合計重量の全重量に対する百分率をいう。	
28	捨石工	施工	その他	捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差		基礎砕石(中詰石)(200kg/個～500kg/個程度) →1個の重量の許容量 ±20% 荷口の許容差 30%	疑義が生じた場合に確認する。	荷口の許容差とは、1個の重量の標準値の許容値をはずれるものの合計重量の全重量に対する百分率をいう。	
28	捨石工	施工	その他	捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差		基礎砕石(中詰石)(500kg/個～1,000kg/個程度) →1個の重量の許容量 ±20% 荷口の許容差 30%	疑義が生じた場合に確認する。	荷口の許容差とは、1個の重量の標準値の許容値をはずれるものの合計重量の全重量に対する百分率をいう。	
28	捨石工	施工	その他	捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差		基礎砕石(中詰石)1,000kg/個程度 →1個の重量の許容量 ±20% 荷口の許容差 30%	疑義が生じた場合に確認する。	荷口の許容差とは、1個の重量の標準値の許容値をはずれるものの合計重量の全重量に対する百分率をいう。	
28	捨石工	施工	その他	捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差		被覆石200kg/個～500kg/程度 →1個の重量の許容量 -20%、+100%	疑義が生じた場合に確認する。		
28	捨石工	施工	その他	捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差		被覆石500kg/個～1,000kg/程度 →1個の重量の許容量 -20%、+100%	疑義が生じた場合に確認する。		
28	捨石工	施工	その他	捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差		被覆石1,000kg/個程度 →1個の重量の許容量 -20%、+100%	疑義が生じた場合に確認する。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2023年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
29 コンクリートダム	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度	/	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
29 コンクリートダム	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-1	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	/	○
29 コンクリートダム	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	/	○
29 コンクリートダム	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
29 コンクリートダム	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
29 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内なるまで、全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
29 コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満： 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下： 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
29 コンクリートダム	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
29 コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロックリフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロックリフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロックリフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロックリフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割で行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
29 コンクリートダム	施工	必須	温度測定(気温・コンクリート)	温度計による		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上	
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策		「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021		設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II)	○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以下の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで、全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> から150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個（φ70×3個、φ28×3個）とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
30 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JSCE-F 561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G 561-2010)	1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
32 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
32 ロックボルト (NATM)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
32 ロックボルト (NATM)	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
32 ロックボルト (NATM)	施工	必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
33 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-3.2.8 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
33 路上再生路盤工	材料	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
33 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256  砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 舗道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
33 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
33 路上再生路盤工	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[4]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[4]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		○
34 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上 歩道箇所：設計図書による		・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔（3孔）以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。
34 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
34 路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000㎡毎		
34 路上表層再生工	施工	その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
34 路上表層再生工	施工	その他	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
34 路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	/	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	随時	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X <sub>10</sub> 1000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000㎡ごと。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
35 排水性舗 装工・透水性 舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔（3孔）以上で測定する。		
35 排水性舗 装工・透水性 舗装工	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
36 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
36 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
36 プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
36 プラント再生舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
36 プラント再生舗装工	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○
36 プラント再生舗装工	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	同左	耐摩耗性の確認	○
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時		
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アス処理の場合は基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
37 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認			現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	○
37 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は、監督職員と協議のうえ選定する。	
37 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		
38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50μmRy以下 二次部材の最大表面粗さ：100μmRy以下(ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
38 ガス切断工	施工	必須	スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
38 ガス切断工	施工	必須	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
38 ガス切断工	施工	その他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
38 ガス切断工	施工	その他	ベベル精度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
38 ガス切断工	施工	その他	真直度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
39	溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。</li> <li>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> <li>(非破壊試験を行う者の資格)</li> <li>磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</li> <li>放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>	○
39	溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。</li> <li>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> <li>(非破壊試験を行う者の資格)</li> <li>磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</li> <li>放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>	○
39	溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
39	溶接工	施工	必須	曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
39	溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。</li> <li>(非破壊試験を行う者の資格)</li> <li>放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>	○
39	溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。
39	溶接工	施工	必須	外観検査（オーバーラップ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査する。	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。  ビード幅(B[mm])余盛り高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（余盛り高さ）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
39	溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 1225	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	必須	テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	その他	土懸濁のpH試験	JGS A 0211	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	その他	土の強度減量試験	JGS A 0221	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	施工	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
41 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○
41 鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
41 鉄筋挿入工	材料	その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による	材料入荷時		
41 鉄筋挿入工	材料	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	施工開始前1回および施工日ごと1回 (3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
41 鉄筋挿入工	施工	必須	引抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土工法設計・ 施工マニュアル	設計図書による	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
41 鉄筋挿入工	施工	その他	引抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・ 施工マニュアル	設計図書による	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

# 土木工事写真管理基準

# 写真管理基準

## 1. 総則

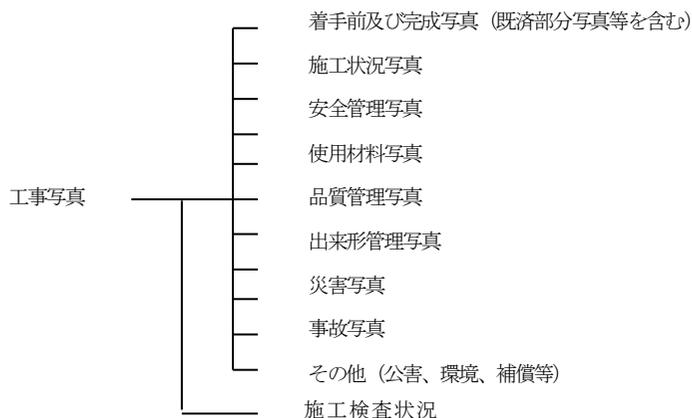
### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



## 2. 撮影

### 2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が半読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測 点（ 位 置 ）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

小黒板の半読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「T S ・ G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

### 2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して施工検査した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。ただし、監督職員が指示した場合は撮影するものとする。臨場時の状況写真は不要。

### 2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改定について』（令和5年3月15日付け、国技建管第6号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

### 2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が半読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。  
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

### 2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

## 3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

#### 4. その他

##### 撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小減の箇所や枚数のことをいう。
- (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準 令和2年10月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

撮影箇所一覧表（全体）

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	
		施工中の写真	工種・種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所一回〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	工事打合簿に添付する。
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（UAV）」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納））〔発生時〕	
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナー（TLS）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型LS）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（UAVレーザ）、TS（ノンプリズム方式）、TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕	

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	品質証明に添付する。
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	
品質管理写真	別添	品質管理写真撮影箇所一覧表に記載		
出来形管理写真	別添	出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	着手前は付近の写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	
	環境対策イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		概要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	コンクリート舗装の場合適用
		スランブ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]	
5	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		超音波探傷検査		
6	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験		
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験 セメントミルクの圧縮強度試験		

番号	工種	写真管理項目		概要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		ブルフローリング		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
11	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験		
12	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
13	セメント安定処理路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
14	アスファルト舗装(プラント)	セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		粒度	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		アスファルト量抽出 粒度分析試験		
温度測定 水浸ホイールトラック キング試験 ホイールトラック キング試験 ラベリング試験				
14	アスファルト舗装(舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
15	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC 試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		マーシャル突き固め 試験		
		ランマー突き固め試験		
		コンクリートの曲げ 強度試験		
		温度測定 (コンクリ ート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]	
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる密度測定		
16	グースアスファルト 舗装 (プラント)	貫入試験 40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		リュエル流動性試験 240℃		
		ホイールトラッキング 試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		アスファルト量抽出 粒度分析試験		
	温度測定			
	グースアスファルト 舗装(舗設現場)	温度測定	合材の種類ごとに1回 「試験実施中」	
17	路床安定処理工	現場密度の測定	路床每または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」による場合は、写真管理 を省略する	
		ブルーフローリング		
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について 実施 [試験実施中]	

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度[時期]		
18	表層安定処理工	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」による場合は、写真管理 を省略する		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について 実施 [試験実施中]		
19	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
20	アンカー工	モルタルのフロー値 試験	適宜 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度 試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
21	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」による場合は、写真管理 を省略する		
22	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回[試験実施中]		
		コンクリートの圧縮 強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		モルタルを除く
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
23	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く
		塩化物総量規制		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
24 25	河川海岸土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」による場合は、写真管理 を省略する	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
26	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」による場合は、写真管理 を省略する	
27	道路土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」による場合は、写真管理 を省略する	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について 実施 [試験実施中]	

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
28	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		
29	コンクリートダム（材料）	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回[試験実施中]	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験				
練り混ぜ水の水質試験				

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	気温・コンクリート
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		コンクリートの単位容積質量試験		
		コンクリートの洗い分析試験		
		コンクリートのブリーディング試験		
		コンクリートの引張強度試験		
30	覆工コンクリート (NATM施工)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
31	吹付けコンクリート (NATM施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験		
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回	

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
32	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	適宜
		モルタルのフロー値試験		
		ロックボルトの引抜き試験		
33	路上再生路盤工(材料)	修正CBR試験	材料毎に1回[試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
	路上再生路盤工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
		含水比試験		
34	路上表層再生工(材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧アスファルトの軟化点		
	路上表層再生工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		アスファルト量抽出 粒度分析試験		
35	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出 粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
		カンタブロ試験		
	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定		
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
36	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		再生アスファルト量		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査		
		温度測定		
現場密度の測定				
37	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現場照合時]	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]	
38	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
39	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]	
40	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	

## 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれか	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						縮固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔縮固め時〕	
							法長幅 ※右のいずれか	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事1回 〔施工後〕		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>
						法長 ※右のいずれか	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事1回 〔施工後〕	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路末盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>
							「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」における「縮固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						縮固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔縮固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれか	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 無筋・鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	鉄筋の組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用）	
1 共通編	3 無筋・鉄筋	7 鉄筋工	4	2	鉄筋の組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 （電磁誘導法、電磁波レダ法）	試験毎に1回 〔試験実施中〕	

【第3編土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	根入長	40m又は1施工箇所1回 （打込前後）	
						変位	40m又は1施工箇所1回 （打込後）	
						数量	全数量 （打込後）	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工（縁石・アスカーブ）	施工状況	1種別毎1回 （施工中）	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所1回 （施工後）	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工（立入防止柵）（転落（横断）防止柵）（車止めポスト）	※基礎幅※ 基礎高さ	1施工箇所1回（※印は現場打ち部分がある場合） （施工後）	
						パイプ取付高	1施工箇所1回 （施工後）	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工（ガードレール）	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所1回 （※印は現場打ち部分がある場合） （施工後）	
						2	路側防護柵工（ガードケーブル）	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 （施工前後）	
						施工状況	施工日に1回 （施工前後）	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工（視線誘導標）（距離標）	高さ	1施工箇所1回 （施工後）	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面 塗装工	材料使用量 （塗料在）	全数量 （使用前後）	
						素地調整状況 （塗替）	スパン毎、部材別 （施工前後）	
						塗装状況	各層毎1回 （塗装後）	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション 桁製作工（購入工） （けた橋）	断面の外形 寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 （製作後）	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション 桁製作工（購入工） （スラブ橋）	断面の外形 寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 （製作後）	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	1	プレキャストセグメント製作工(購入工)	断面の外形状寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	PC押し出し箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24		伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 [設置後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胸元裏込厚	120m又は1施工箇所1回 [施工中]	
						法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 [施工中]	
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所1回 (※印は場所打ちのある場合) [埋戻し前]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 [埋戻し前]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 [型枠取外し後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所1回 [埋戻し前]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 [型枠取外し後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料在)	全数量 [使用前後]	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 [施工前後]	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 [塗装後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所1回 [施工後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 [型枠取外し後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1 施工箇所1回 (打込後)	
						根入長	1 施工箇所1回 (打込前)	
						数量	全数量 (打込後)	
						杭頭処理状況	1 施工箇所1回 (処理前、中、後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1 施工箇所1回 (施工中)	
						偏心量	1 施工箇所1回 (打込後)	
						数量、杭径	全数量杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1 施工箇所1回 (処理前、中、後)	
						鉄筋組立状況	1 施工箇所1回 (組立後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量 (掘削後)	
						偏心量 数量、基礎径	全数量 (施工後)	
						ライナープレート設置状況	1 施工箇所1回 (掘削後)	
						土質	土質の変わる毎に1回 (掘削中)	
						鉄筋組立状況	全数量 (組立後)	
						杓	1 基毎に1回 (据付後)	
3 土木	2 一般	4 基礎	7		オープンケーソン基礎工	杓	1 基毎に1回 (据付後)	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						ケールの長さ ケールの幅 ケールの高さ ケールの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1 ロット毎に1回 (設置後及び型枠取外し後)	
						載荷状況	1 基に1回 (載荷時)	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1 基に1回 (施工時)	
						杓	1 基毎に1回 (据付後)	
						ケールの長さ ケールの幅 ケールの高さ ケールの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1 ロット毎に1回 (設置後及び型枠取外し後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチック ケーソン基礎工	載荷状況	1 基に1回 (載荷時)	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1 基に1回 (施工時)	
						杓	1 基毎に1回 (据付後)	
						ケールの長さ ケールの幅 ケールの高さ ケールの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1 ロット毎に1回 (設置後及び型枠取外し後)	
						載荷状況	1 基に1回 (載荷時)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	杓	1 基毎に1回 (据付後)	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1 基毎に1回 (設置後)	
						載荷状況	1 基に1回 (載荷時)	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1 基に1回 (施工時)	
						厚さ(裏込)	120m又は1 施工箇所1回 (施工中)	
3 土木工事共通編	2 一般	5 石・ブロック積(垂)	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	法長 厚さ	200m又は1 施工箇所1回 (施工後)	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)	3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所1回(施工後) ただし、根入部は40mに1回	
						幅	200m又は1施工箇所1回(施工後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張工)	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回(施工中)	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回(施工後) ただし、根入部は40mに1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張工)	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回(施工中)	
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所1回(施工後) ただし、根入部は40mに1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張工)	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回(施工中)	
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所1回(施工後) ただし、根入部は40mに1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回(施工中)	
						整正状況	各層毎400mに1回(整正後)	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						厚さ	各層毎200mに1回(整正後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回(整正後)	
						幅	各層毎80mに1回(整正後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回(施工中)	
						整正状況	各層毎400mに1回(整正後)	
						厚さ	各層毎200mに1回(整正後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回(整正後)	
						幅	各層毎80mに1回(整正後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回(施工中)	
						整正状況	各層毎400mに1回(整正後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	
						転圧状況		
						平整状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	平整状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	平整状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 (施工中)	
						転圧状況		
						平整状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	転圧状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	平整状況	400mに1回 [修正後]	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						浸透性ミル注入状況	400mに1回 [注入時]	
						平坦性	1工事1回 [実施中]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						平整状況	各層毎400mに1回 [修正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事1回 [修正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事1回 [修正後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工(上層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
					粒度調整路盤工	平整状況	各層毎400mに1回 [修正後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事1回 [修正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事1回 [修正後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						平整状況	各層毎400mに1回 [修正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事1回 [修正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事1回 [修正後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						平整状況	各層毎400mに1回 [修正後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工(路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
					コンクリート舗装工(下層路盤工)	修正状況 各層毎400mに1回 [修正後]		
					厚さ 各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			
					幅 各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転写状況 各層毎400mに1回 [施工中]		
					修正状況 各層毎400mに1回 [修正後]			
					厚さ 各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			
					幅 各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			
3 土木工事共	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント)	敷均し厚さ 転写状況 各層毎400mに1回 [施工中]		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
					(石灰・瀝青)安定処理工)	修正状況 各層毎400mに1回 [修正後]		
					厚さ 1,000㎡に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			
					幅 各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	修正状況 400mに1回 [修正後]		
					タックコート、プライムコート 各層毎に1回 [散布時]			
					幅 各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			
3 土木工事	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	石粉、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
					コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	スリップバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 [据付後]	
						鉄網寸法位置	80mに1回 [据付後]	
						平坦性	1工事1回 [実施中]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回[修正後]	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						修正状況	各層毎400mに1回 [修正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
3 土木工事	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンク	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
					リート版工) 粒度調整路盤工	修正状況	各層毎400mに1回 [修正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						修正状況	各層毎400mに1回 [修正後]	
						厚さ	1,000mmに1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						平坦性	1工事1回 [実施中]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 (散布時)	
						鉄筋寸法、 位置	80mに1回 (据付後)	
						横膨張目地 部ダウエル バー寸法、 位置	1施工箇所1回 (据付後)	
						縦そり突合せ目地部・ 縦そりダミー目地部 タイバー寸法、位置	80mに1回 (据付後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						平坦性	1工事に1回 [実施中]	
						厚さ	各層毎200mに1回 (型枠据付後) [スリップフォーム工法の場合は打設前後]	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基礎)	整備状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		バイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	打込長さ 施工状況	200㎡又は1施工箇所1回 (打込み前後、施工中)	
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所1回 (打込後)	
			8		締め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	砂の投入量	全数量 (打込前後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 (打込後)	
						深度	1施工箇所1回 (打込前後)	
							ただし、(スラリー攪拌工)において、 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関する写真管理項目を省略できる。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回、又は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき1回。 (施工厚さ施工中) (幅施工後)	
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関する写真管理項目を省略できる。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼桁) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所1回 (打込前)	
						数量	全数量 (打込後)	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所1回 (削孔後)	
						配置誤差	1施工箇所1回 (施工後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所1回 (施工後) ただし、根入部は40mに1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所1回 (施工後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	施工状況	250m又は1施工箇所1回 (施工後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所1回 (施工後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所1回 (施工後)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付け工		第3編 2-14-3 吹付工に準ずる。	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所を1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	※シミュレーション 仮組立検査の場合は 仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰塊製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	
						製作状況	適宜 [製作中]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 [施工前後]	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 [塗装後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	4		架設工(鋼橋)(クレーン架設)(ケーブルクレーン架設)(ケーブルエレクション架設)(架設桁架設)(送出し架設)(トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 [架設中]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所1回 [施工中]	
						法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所1回 [清掃後]	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所1回 [吹付前]	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所1回 [吹付後]	
						法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所1回 [清掃後]	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所1回 [吹付前]	
						法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所1回 [吹付後]	
						清掃状況	200m又は1施工箇所1回 [清掃後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、幅、高さ、吹付枠中心間隔	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所1回 [削孔後]	
						配置誤差	1施工箇所1回 [施工後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運搬工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運搬状況	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	

【第6編河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所1回 〔打込み前〕	
						幅 方向	1施工箇所1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所1回 〔巻立前〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所1回 [型枠取外し後]	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所1回 [型枠取外し後]	
6 河川編	4 水門	6 水門本工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所1回 [型枠取外し後]	
6 河川編	4 水門	9 鋼管理上部工	10	1	支承工 (鋼製支 承)	支承取付状 況	1 スパンに1回 [取付後]	
6 河川編	4 水門	9 鋼管理上部工	10	2	支承工 (ゴム支 承)	支了承取付 状況	1 スパンに1回 [取付後]	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1 施工箇所1回 [施工後]	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1 施工箇所1回 [施工後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工	7		検査路工	幅 高さ	1 施工箇所1回 [施工後]	
6 河川編	5 堰	6 可動堰本工	13 14		開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1 施工箇所1回 [施工後]	
6 河川編	5 堰	7 固定堰本工	8 9 10		堰本工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所1回 [施工後]	
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本工	厚さ 幅 高さ	200m 又は測定箇所毎1回 [施工後]	
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1 施工箇所1回 [施工後]	
6 河川編	6 排水機場	4 機場本工	6		本工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所1回 [施工後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所1回 (施工後)	
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床 版工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所1回 (施工後)	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工(床固め本 体工)	天端工 堤幅 水通り幅	測定箇所毎に1回 (施工後)	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 (施工後)	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		側壁工	天端幅	測定箇所毎に1回 (施工後)	

【第7編海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外後〕	
7 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
				ブロックの 形状寸法		形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
				据付状況		200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
7 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
				ブロックの 形状寸法		形状寸法変わる毎に1回〔施工後〕		
				法長 高さ		200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
7 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	法長 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
				裏込材厚		40m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		
7 海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
				基礎厚		40m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		
7 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
				ブロックの 形状寸法		形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕		
				天端幅		200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
				間詰石状況		1施工箇所1回 〔施工後〕		
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工（ケーソン工据付）	据付状況	1施工箇所1回 〔据付後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所1回 〔据付後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕	
7 海岸編	3 海域堤防 (人工リーフ、離岸堤、灌漑)	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	

【第8編砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材 製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤 堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	
						打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側 壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回〔施工後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所1回 〔施工後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所1回 〔施工後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	

【第9編ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダ ム工 (本体)	天端幅 ジョイント 間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダ ム工 (水叩)	ジョイント 間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
					打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフトに 1回		
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダ ム工 (副ダム)	ジョイント 間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダ ム工 (導流壁)	ジョイント 間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛 立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪 水吐)	ジョイント 間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	3 基礎 クラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	ボーリング 状況 水押テスト 状況 グラウト状 況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	
					コア	地質変化毎全数量 〔抜取後〕		

【第10編道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	道路	3	2	1	遮音壁支柱 製作工	部材長	1 施工箇所1回 〔製作後〕	
10	道路	9	6		場所打函渠 工	厚さ 幅 (内空) 高さ	100m又は1 施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	
10	道路	11	4		落石防止網 工	幅	1 施工箇所1回 〔施工後〕	
10	道路	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1 施工箇所1回 〔施工後〕	
10	道路	11	7		雪崩子防柵 工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1 施工箇所1回 〔施工後〕	
10	道路	12	4		遮音壁基礎 工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所1回 (施工前必要 に応じて) 〔施工前後〕	
10	道路	12	5		遮音壁本体 工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1 施工箇所1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	道路	舗装	4		歩道路盤工 取合舗装路 盤工 路肩舗装路 盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
10	道路	舗装			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
10	道路	舗装			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	タックコート、 プライムコート	各層毎1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
						掘付状況	200m又は1 施工箇所1回 〔施工中〕	
10	道路	5	9		排水性舗装 用路肩排水 工			
10	道路	舗装	7	4	踏掛版工 (コンクリ ート工) (ラバーシ ュー) (アンカー ボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1 施工箇所1回 〔施工後〕	
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ		
10	道路	舗装	7	4	踏掛版工 (コンクリ ート工) (ラバーシ ュー) (アンカー ボルト)	<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長	1 施工箇所1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所こ1回〔施工後〕	
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1施工箇所こ1回	
10	2	12	5	1	ケーブル配 管工	配管状況	100m又は1施工箇所こ1回 〔施工後〕	
10	2	12	5	2	ケーブル配 管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所こ1回 〔施工後〕	
10	2	12	6		照明工(照 明柱基礎工)	幅高さ	基礎タイプ毎5箇所こ1回(施工前は必要 に応じて) 〔施工前後〕	
10	3	3	3		鋼製橋脚製 作工	原寸状況	1脚こ1回又は1工事こ1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1脚こ1回又は1工事こ1回 〔仮組立時〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方 向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回	
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回	
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン 式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回	
10	3	7	9	1	橋脚フーチ ング工(I 型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10	3	8	9	2	橋脚フーチ ング工(門 型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T 型)	架設状況	架設工法が変わる毎こ1回 〔架設中〕	
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎こ1回 〔架設中〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1 施工箇所1回 〔施工後〕	
10	4	3	9		橋梁用高欄 製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1 工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
10	5	6	2		プレビーム 桁製作工 (現場)	原寸状況	1 橋に1回又は1 工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 橋に1回又は1 工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
10	6	4	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状 況	80m 毎に1回 〔清掃後〕	
						金網の重ねせ状 況	80m 毎に1回 〔2 次吹付前〕	
						吹付厚さ(検側 孔)	80m 毎に1回 〔吹付後〕	
10	6	4	4		ロックボルト 工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面 〔穿孔中〕	
						ロックボルト注 入状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打 設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔打設後〕	
10	6	5	3		覆工コンク リート工	覆工 (巻立空間)	1センチルに1回 〔型枠組立後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
路 編						覆工 (厚さ)	1センチルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1 施工箇所1回 〔施工後〕	
10	6	5	5		床版コンク リート工	幅厚さ	200m又は1 施工箇所1回 〔施工後〕	
10	6	6	4		インバート 本体工	インバート (厚さ)	40m又は1 施工箇所1回 〔埋戻し前〕	
						幅(全幅)	200m又は1 施工箇所1回 〔施工後〕	
10	6	8	4		坑門本体工	幅 高さ	1 施工箇所1回 〔埋戻し前〕	
10	6	8	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1 施工箇所1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	40m又は1 施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1 施工箇所1回 〔施工後〕	
10	11	6	2		現場打駆体 工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1 施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構築 工	4		カラー継手 工	厚さ 幅 長さ	1 施工箇所こ1回 〔設置後〕	
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構築 工	5	1	防水工 (防 水)	幅	100m又は1 施工箇所こ1回 〔施工後〕	
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打ち構築 工	5	2	防水工 (防 水保護工)	厚さ	100m又は1 施工箇所こ1回 〔施工後〕	
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構築 工	5	3	防水工 (防 水壁)	高さ 幅 厚さ	1 施工箇所こ1回 〔施工後〕	
10 道路 編	11 共同 溝	7 プレキャスト 躯体工	2		据付状況	据付状況	200m又は1 施工箇所こ1回 〔埋戻し前〕	
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同溝 工	2		管路工 (管 路部)	敷設状況	100m又は1 施工箇所こ1回 〔敷設後〕	
10 道路 編	12 電線 溝	5 電線 共同溝 工	3		プレキャスト ボックス 工 (特殊 部)	据付状況	100m又は1 施工箇所こ1回 〔据付後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同溝 工	4		現場打ちボ ックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1 施工箇所こ1回 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	12 電線 共同 溝	6 付帯 設備工	2		ハンドホー ル工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所こ1回 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 修繕工	5		切削オーバ ーレイ工	平坦性  クックコート  整正状況	1 施工箇所こ1回 〔施工後〕  各層毎こ1回 〔散布時〕  400mこ1回 〔施工後〕	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 修繕工	7		路上再生路 盤工	敷均厚 転圧状況  整正状況 厚さ	各層毎400mこ1回 〔施工中〕  各層毎400mこ1回 〔整正後〕	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 修繕工	11		グルーピン グ工	施工状況	施工日こ1回 〔施工前後〕	
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作工	4		桁補強材製 作工	原寸状況  製作状況  仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1 橋こ1回又は1 工事こ1回 〔原寸時〕  適宜 〔製作中〕  1 橋こ1回又は1 工事こ1回 〔仮組立時〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	22 橋 梁 付 属 物 工	4		落橋防止装 置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	
						施工状況	適宜(施工中)	

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1 施工箇所1 回 [施工中]	
						仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1 施工箇所1 回 [型枠取外し]	
					仮締切（土石）	巻出し厚	100m又は1 施工箇所1 回 [巻出し時]		
						転圧状況	転圧機械が変わる毎に1 回 [締固時]		
						仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	100m又は1 施工箇所1 回 [型枠取外し後]	
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1 回 [施工中]		
						土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1 回 [掘削中]		
						岩盤清掃状況	1 施工箇所1 回 [清掃前後]		
					堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1 回 [施工中]		
						打継目処理 打込養生	8 リフト毎に1 回 [施工中]		
					堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4 リフト毎に1 回 [据付後]		
					仮排水路	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4 リフト毎に1 回 [据付後]		
					堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5 リフト毎に1 回 [据付後]		
					堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1 施工箇所1 回 [据付後]		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
					トンネル坑門工	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1 施工箇所1 回 [埋戻し前]	
						トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1 回 [掘削中]	
							湧水状況	適宜 [掘削中]	
							埋設支保工（建込間隔、寸法、基数）	100m又は1 施工箇所1 回 [建込後]	
							湧水処理工設置状況	全数量 [設置後]	
						トンネル（矢板工法）	集水渠（幅、高さ、位置）	100m又は1 施工箇所1 回 [設置後]	
							地下排水工（管接合掘付状況）		
							トンネル（矢板工法）	地下排水工（フィルター厚さ）	100m又は1 施工箇所1 回 [投入前後]
					トンネル関係	矢板設置状況	岩質の変わる毎に1 回 [設置後]		
						グラウト材料使用量	全数量 [使用前後]		
						シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1 回 [掘削中]	
							セグメント組立状況	1 工事に1 回 [組立後]	
						二次覆工（セグメント清掃状況）	1 工事に1 回 [清掃後]		
						二次覆工の厚さ	1 スパンに1 回 [型枠取外し後]		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
					アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 [施工前後]	
					コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡こ1回 [施工前後]	
						目地充填	3,000㎡こ1回 [施工後]	
						注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡こ1回 [削孔後]	
						注入工、注入圧	2,000㎡こ1回 [注入時]	
						目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡こ1回 [張付け後]	
						局部打換、各層厚さ	各層毎100㎡こ1回又は1施工箇所こ1回 [施工前後]	
						路肩、路側路盤工	厚さ	100㎡こ1回又は1施工箇所こ1回 [施工後]
					道路除草	施工状況	2kmこ1回 (1回刈毎) [施工前後]	
					路肩整正	施工状況	1kmこ1回	
					新設、更新、修理 防護柵類	施工状況	1施工箇所こ1回 (施工前ま必要に応じて) [施工前後]	
					新設、更新、修理 標識類	基礎幅、深さ、施工状況	基礎タイプ毎5カ所こ1回 (施工前ま必要に応じて) [施工前後]	
					新設、更新、修理 照明灯	基礎幅、深さ、施工状況	基礎タイプ毎5カ所こ1回 (施工前ま必要に応じて) [施工前後]	
					視線誘導標	施工状況	施工日に1回 [施工後]	
					清掃(路面 標識 側溝、集水桝)	施工状況	施工日に1回 [施工前後]	
					区画線路面表示	施工状況	施工日に1回 [施工前後]	
						材料使用量	全数量 [施工前後]	

維持修繕上関係

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
					街路樹植樹	施工状況	適宜 [施工前後]		
						街路樹補強補植	施工状況	適宜 [施工前後]	
						街路樹剪定	施工状況	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回 [施工前後]	
						街路樹消毒、施肥	施工状況	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回 [施工中]	
						街路樹雪囲	施工状況	適宜 [施工後]	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 [施工中]	
							施工状況	施工中に1回 [施工中]	
						凍結防止剤散布	材料使用量	全数量 [施工前後]	
						河川除草	施工状況、刈草処理状況	1kmこ1回 (1回刈毎) [施工前後]	
						鉄筋無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所こ1回 [組立後]
					コンクリート打設		打継目処理 締固施工状況	工種種別毎に1回 [施工時]	
					養生		養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回 [養生時]	